



AOTS 国庫補助事業のご案内

共に生き、共に成長する
-Live in Harmony Together, Grow Together-

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)

The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships(AOTS)

目次

1.	団体概要	 p.	3
2.	事業概要	 p.	6
3.	技術研修	 p.	15
4.	管理研修	 p.	27
5.	キーパーソン招へい	 p.	37
6.	高度外国人材就業者日本語等研修	 p.	41
7.	海外研修	 p.	48
8.	海外セミナー	 p.	60
9-1.	専門家派遣	 p.	63
9-2.	ジュニア専門家派遣	 p.	72
10-1.	寄附講座	 p.	78
10-2.	協会企画型寄附講座	 p.	89
11.	参考資料	 p.	96

1. 团体概要

団体概要



名称	一般財団法人 海外産業人材育成協会 The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships (AOTS)		
設立	1959年(昭和34年)8月10日		
目的	ミッション：「共に生き、共に成長する」世界の実現を図る 産業国際化の推進、貿易の振興、投資活動の促進及び国際経済協力に関する事業を行い、もって我が国と海外諸国の相互の経済発展及び友好関係の増進に寄与する。		
主要事業	研修、専門家派遣、インターンシップ、ビジネスプロモーション等	事業規模	約58億円（2026年度予算）
会長	斎藤 保（株式会社IHI 特別顧問）	職員人数	145人（2026年4月時点）
理事長	吉田 泰彦（経済産業省OB）	活動実績 （2025年度まで）	受入研修 211,533人 専門家派遣 10,856人 海外研修 248,399人 寄附講座 28,300人
基本財産	7億円		
事業拠点	国内(北千住事務所、東京研修センター、関西研修センター) 海外(バンコク、ジャカルタ、ニューデリー)		

団体概要

AOTS同窓会は、来日研修参加者を中心にAOTS研修という共通体験をもつ者が設立した自主的組織。
多くの親日・知日の産業人材による他に類を見ないネットワークとなっており、**日本とのつながりを保った様々な活動を自発的・積極的に展開し、結果的に日本のソフトパワーの担い手となっている。**

AOTS同窓会の活動例

- ・**5S・カイゼン**の国内大会主催 [スリランカ、アルゼンチン、ブラジル、ペルー 等]



【写真】ペルー同窓会主催 全国5S・改善アワード大会（2025年12月）

ペルーでは2014年に第1回大会を開始し、2025年には12回目の大会を開催。年々増加する参加企業は2025年は40社以上に。政府、日本大使館とも連携し、3か月にわたり工場実査を含めた審査を経てアワードを授与。メディアにも取り上げられ、改善活動（日本の経営手法）の認知・信頼性向上に寄与している。

- ・**日本語教室運営** [インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ等]



【写真】タミルナドゥ州チェンナイ同窓会(インド)が運営する日本語学校

日本語学校運営はチェンナイ同窓会の主事業であり、タミルナドゥ州内4教室、カルナタカ州バンガロールに1教室を有し、年間受講生延べ1,000人以上、講師約50名。これまでに約1000人の日系企業・日本企業への就職を実現。日系大手現法から現地職員の日本語教育も受託。国際交流基金より南インドにおける日本語スピーチコンテスト、日本語教師会幹事、日本語能力試験JLTP試験を請け負い実施。

- ・AOTSとの協力事業を含む、**人材育成・産業振興活動**
- ・同窓会同士の南南協力を含む**国際協力活動**

AOTS同窓会；世界48カ国・地域に76同窓会が組織化



2. 事業概要

■ 2026年度にAOTSが事業実施者として採択された国庫補助事業

- ・ **技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業** (研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)

※新興国事業

【事業目的】 我が国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、開発途上国の産業人材育成・獲得や現地企業との共創ビジネスの拡充、高度外国人材の我が国における就業の促進を官民一体で実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的とします。

- ・ **アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業**

※ゼロエミ事業

【事業目的】 アジア新興国等の外国人材を対象に、①日本企業が有する省エネ技術の海外移転を通じて本事業対象国の産業分野でのエネルギー利用の効率化・CO2排出削減を進めるとともに、②カーボンニュートラル実現に必要な先進的技術の普及のためのイベント等を通じて社会実装に向けた現地人材育成・二国間協力強化などの環境整備に取り組むことにより、アジア新興国等と共にカーボンニュートラルを実現していくことを目的とします。

AOTSの人材育成スキーム

I. 日本で実施

※1 ゼロエミ事業のみで実施

※2 新興国事業のみで実施

① 技術研修

- AOTSでの導入研修
(必要に応じて)
+ 企業独自のOJT

② 管理研修

- AOTSでのテーマ別研修
+ 企業独自のOJT
(必要に応じて)

③ キーパーソン招へい ※1

- 当該技術の説明、実証現場
の視察等

④ 高度外国人材就業者 日本語等研修 ※2

- 日本で就労する高度外国
人材向け日本語等の研修

海外子会社等

現地社員等を招へい

日本本社等

講師・専門家を派遣
現地大学に講座開設

⑤ 海外研修

- セミナー形式の
集合研修
(演習・実技も可)

⑥ 海外セミナー ※1

- 日本の脱炭素技術の
理解醸成、普及・展開
を図るセミナー

⑦-1 専門家派遣

- OJTによる技術指導

⑦-2 ジュニア専門家派遣 ※2

- 将来の取引先・提携先の開拓・
育成や新たな共創ビジネスの
立ち上げ

⑧ 寄附講座 ※2

- 高等教育機関での講座開設に
よる海外人材の確保
(インターンシップも併用可)

II. 海外で実施

AOTSの人材育成スキーム（1）日本で実施

スキーム	対象事業	概 略
技術研修	新興国事業 ゼロエミ事業	・開発途上国等に所在する日系企業等(派遣企業)に所属する現地人材(現地社員等、コア人材中心)を日本に招聘し、日本でしか学ぶことのできない技術を習得させるための研修(最長1年間)を実施。 ・在留資格「研修」でありながら一部実務を通じた研修を行うことが可能。 ・研修実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
管理研修	新興国事業 ゼロエミ事業	・開発途上国等に所在する日系企業等(派遣企業)に所属する現地人材(現地社員等、経営者層中心)を日本に招聘し、企業経営等に資する講義(2週間程度)を受講させるもの。 ・必要に応じ、上記講義の受講後に日本企業での研修を追加で実施することも可能。 ・研修実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
キーパーソン 招へい	ゼロエミ事業	・アジア等地域の経営者や技術担当幹部等のキーパーソンを日本に招聘し、脱炭素に関わる新技術等の説明や実証現場の視察等を実施。 ・招へい実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
高度外国人材 就業者日本語 等研修	新興国事業	・在留資格「技術・人文知識・国際業務」を持った外国人材に対して、日本での就労や生活に必要な日本語の研修を行う。 ・来日後の就労開始前または就労開始間もない時期に、日本語のほか日本企業の文化や商慣習等を理解するためのプログラムを実施。

AOTSの人材育成スキーム（2）海外で実施

スキーム	対象事業	概 略
海外研修	新興国事業 ゼロエミ事業	・ AOTSが日本企業等から案件を募集し、日本企業等が海外子会社等で研修を実施。 ・ 短期間で多くの現地人材(現地社員等)を教育したい場合に有効。 ・ 研修実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。 ・ オンラインによる研修実施も可能。
海外セミナー	ゼロエミ事業	・ AOTSが日本企業等から案件を募集し、日本企業、団体、高等教育機関が、日本の脱炭素技術理解醸成や普及・展開を目的にセミナーを実施。 ・ セミナー実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
専門家派遣	新興国事業 ゼロエミ事業	・ 開発途上国等に所在する日系企業等(指導先企業)に対し、資本関係または取引関係がある日本の企業等(派遣元企業)の従業員を、AOTSの専門家として派遣し、技術指導や人材育成を行うもの。 ・ 専門家派遣の経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。 ・ 日本からのオンラインによる技術指導も可能。
ジュニア専門家派遣	新興国事業	・ 開発途上国等に所在する将来の海外提携先候補や新たに共創ビジネスを立ち上げたい現地企業等(指導先企業)に対し、日本の企業等(派遣元企業)の若手従業員を、AOTSのジュニア専門家として派遣し、技術指導を行うとともに、グローバル人材としての必要な経験や知見を習得する。 ・ ジュニア専門家派遣の経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
寄附講座	新興国事業	・ 開発途上国の現地大学等において講座を開設し、更に必要に応じて、その受講生にインターンシップを提供しようとする日本企業等からの申請に基づき実施。 ・ 受講生が講座やインターンシップを通じて日本企業又は海外日系企業で求められる能力を向上させるとともに、日本企業又は海外日系企業への就職につなげることを企図。 ・ 講座やインターンシップの実施経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。 ・ 講座はオンラインによる指導も可能で、インターンシップは日本で実施することも可能

事業別人材育成スキーム別の補助率（1）

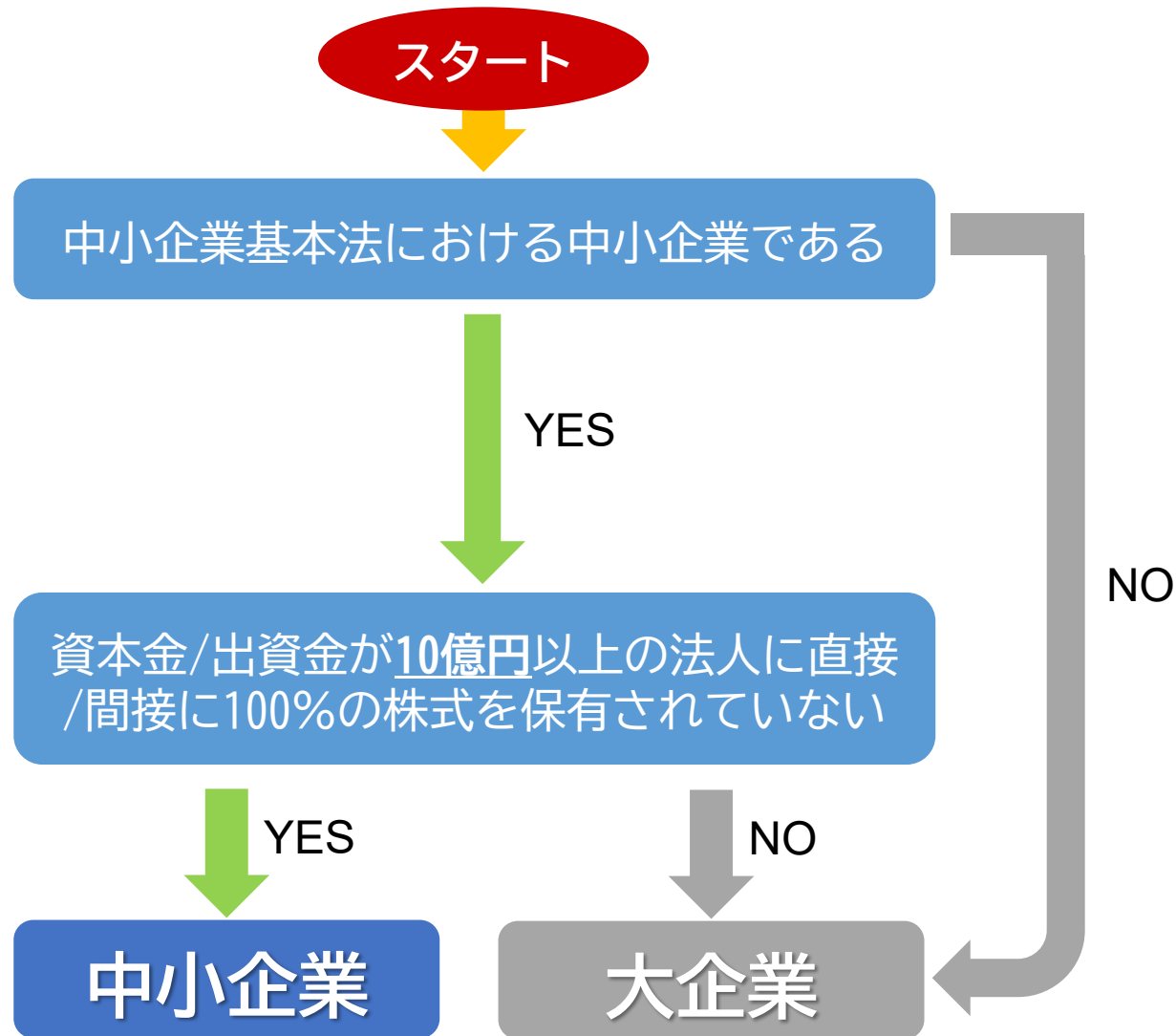
事業	目的/分野	対象国・地域	スキーム	申請企業		
				中小企業	大企業	非営利法人
新興国事業	我が国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、開発途上国の産業人材育成・獲得や現地企業との共創ビジネスの拡充、高度外国人材の我が国における就業の促進を官民一体で実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的とする	開発途上国	技術研修	2/3 アフリカ1	1/3 重点1/2 アフリカ2/3	2/3 アフリカ1
			管理研修	2/3 アフリカ1	1/3 重点1/2 アフリカ2/3	2/3 アフリカ1
			高度外国人材 就業者日本語 等研修	2/3	※	2/3
			海外研修	2/3	2/3	2/3
			専門家派遣	2/3 アフリカ等1	1/3 重点1/2 アフリカ等1	2/3 アフリカ等1
			ジュニア 専門家派遣	2/3 アフリカ等1	2/3 アフリカ等1	2/3 アフリカ等1
			寄附講座	2/3	2/3	2/3

※ 大企業については例外的に申請可能な場合もあります。ご相談ください。

事業別人材育成スキーム別の補助率 (2)

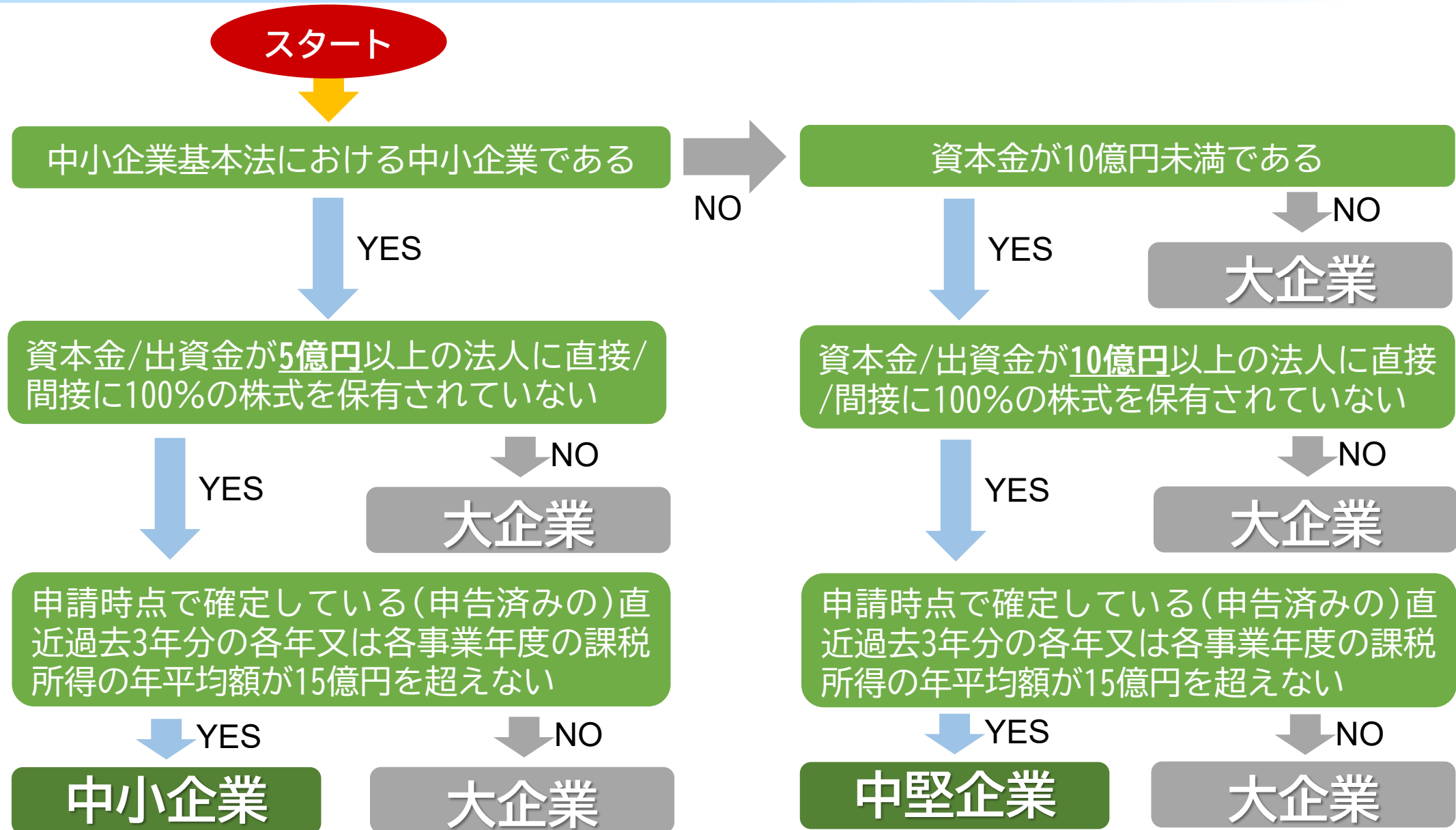
事業		目的/分野	対象国・地域	スキーム	申請企業		
					中堅・中小企業	大企業	非営利法人
ゼロエミ事業	生産プロセス省エネ化	日本式の生産工程への見直しや省エネ性能の高い機械装置の導入等のエネルギー利用の効率化を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援する	アジア (中東含む)	技術研修	1/2	1/3	—
				管理研修	1/2	1/2	—
				海外研修	1/2	1/3	—
				専門家派遣	1/2	1/3	—
	省エネ機器等の設計・製造技術及び導入・メンテナンス	日本企業のエネルギー効率の高いユーティリティ設備、生産設備について、海外企業の工場等での設計、製造、導入またはメンテナンスを担う外国人エンジニア等の育成 日本企業の産業用ロボット、日本のSIer企業等によるファクトリーオートメーションについて、海外製造企業での設計、製造、導入又はメンテナンスを担う外国人エンジニア等の育成		技術研修	1/2	1/3	—
				海外研修	1/2	1/3	—
	先進技術展開（グリーン成長戦略）分野	グリーン成長戦略の重要分野やAETI(アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ)に基づく産業技術等に係る研究開発や社会実装等の取り組み（AZECに係る活動内容や協力分野を含む）への理解向上や普及促進、脱炭素化への国際的認識醸成に向けた現地人材育成 ※主な対象分野： ●洋上風力・太陽光・地熱産業 ●水素、燃料アンモニア産業 ●次世代エネルギー産業 ●原子力産業 ●自動車・蓄電池産 ●半導体・情報通信産業 ●航空機産業 ●カーボンリサイクル、マテリアル産業 ●次世代電力マネジメント産業 ●温室効果ガス排出量可視化技術		技術研修	1/2	1/3	3/4
				キーパーソン招へい	1/2	1/3	3/4
				海外セミナー	1/2	1/3	3/4

【参考】新興国事業における企業規模の分類



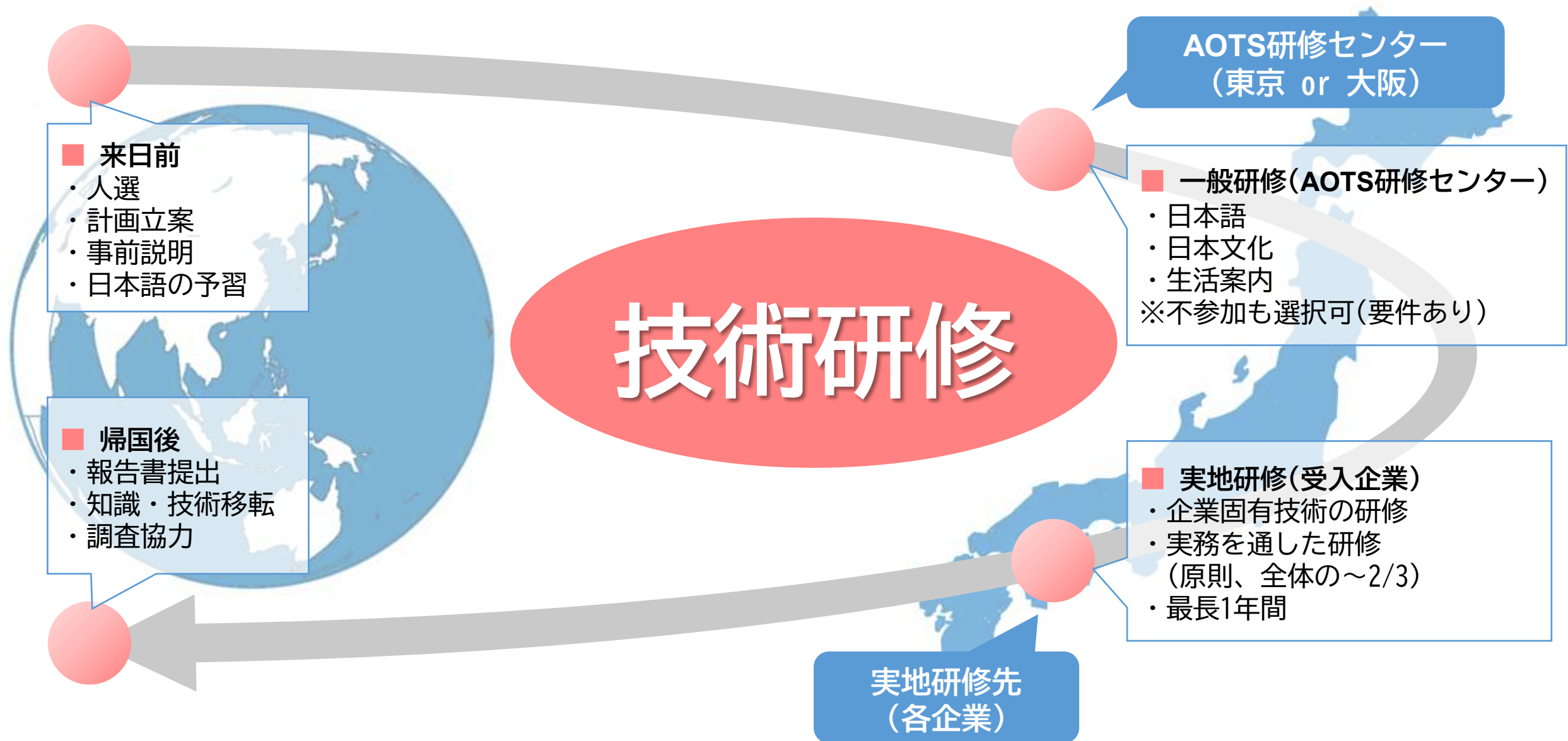
※ 新興国事業では「中堅企業」というカテゴリーはありません。

【参考】ゼロエミ事業における企業規模の分類



3. 技術研修

技術研修とは



- 在留資格「研修」での**実務研修(OJT)**が可能
 - ▶AOTSのような公的機関以外は研修査証だとOJTができません。
- 受入費、研修実施費への**補助金適用**
- **AOTS発行の身元保証書**で査証取得が可能
 - ▶AOTSの場合、在留資格認定証明書は不要で来日までのリードタイムが短縮できます。
- 日本語や生活指導等の**導入教育**をAOTSが実施
- 全研修期間を通して安心な滞在(**海外旅行保険加入**)
- 研修生受入れに関するご相談へのアドバイス

技術研修 主な申込要件①

	新興国事業	ゼロエミ事業		
		生産プロセス 省エネ化	省エネ機器等の 設計・製造技術及び 導入・メンテナンス	先進技術展開 (グリーン成長戦略) 分野
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1	アジア・中東の国・地域 ※2		
対象分野	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術協力であること(実施目的が、<u>現地法人でこれまで実績のない新技術</u>の導入や従来と比べて高性能な製品・サービスへのモデルチェンジの対応 等) 開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること	製造業において、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること	1)日本企業が製造するエネルギー効率の高いユーティリティ設備、生産設備の設計、製造、導入、メンテナンス技術 2)ロボット・ファクトリーオートメーションの導入、メンテナンス技術	グリーン成長戦略に示される産業分野やAETIの枠組みで策定されるエネルギー・トランジション・ロードマップにおいてとりあげられる産業分野に基づく脱炭素関係技術(AZECに係る活動内容や協力分野を含む)

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力をを行うことが認められていない国・地域は除きます。

※2 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

技術研修 主な申込要件②

	新興国事業	ゼロエミ事業
日本側企業 (受入企業)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超の企業	日本に法人格を有する企業
	研修生受入に伴う諸費用の負担能力を有する	
	現地側企業と資本関係か商取引関係がある	
	現地側企業との間に有償の技術役務提供契約がない、または、 有償の技術役務提供契約があっても日本での研修費用は当該契約金額に含まれない	
現地側企業 (派遣企業)	非ODA対象国(日本除く)の出資が50%以下の企業	対象国・地域に法人格を有する企業 (*日本側の支店や駐在員事務所の場合はご相談ください)
研修生	研修申込時点で現地側企業と雇用契約が結ばれている	
	年齢は20歳以上50歳以下	(ゼロエミ事業グリーン成長戦略：60歳まで)
	原則、大卒以上またはこれに準ずる学力(=専門・短大卒)もしくは職歴がある	
	現地で、管理監督または指導的な職務にある、 またはその職務を期待されている	脱炭素技術導入に中心的な役割を担う産業技術者
	軍籍にない	
受入企業での 実地研修	日本で研修することが適当な技術(=現地で修得不可能または困難な知識・技術の修得が目的)	
	兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術	
	研修生の受入人数の目安は日本側企業従業員20名対して1名	
	研修指導員は当該技術の実務経験5年以上	
	原則、実務を通した研修(=実務研修)は研修期間全体の2/3以下 単純作業・同一作業の反復ではない	

技術研修 主な申込要件③

参加する一般研修コースの種類により実地研修期間の必要日数、全研修期間の上限日数が異なります

一般研修コース		実地研修期間	全研修期間	参加対象者・条件
種類	期間			
J 13W	13週間	25日以上	1年以内	実地研修において、より高度な日本語能力が必要とされる者
J 6W	6週間			日本での生活や研修において最低限必要な日本語能力を習得することが必要とされる者
A 9D	9日間			日本語能力がAOTSの定める一定基準以上の者
9D		10日以上	120日以内	研修生の理解できる外国語での実地研修指導態勢が整っている場合
不参加		10日以上	120日以内	日本語能力がAOTSの定める一定基準以上の者または研修生の理解できる外国語での実地研修指導態勢が整っている場合
			過去に参加した 一般研修種類による	過去5年以内に一般研修に参加したことがある場合

技術研修 主な申込要件④

2026年度 一般研修コース開設予定表

TKC：東京研修センター

KKC：関西研修センター

■ J13W（13週間コース）

開始日	終了日	実施センター	申込締切日
2026 年 5 月 8 日 (金)	2026 年 8 月 6 日 (木)	TKC	お問い合わせください
同 8 月 19 日 (水)	同 11 月 17 日 (火)	TKC	同 5 月 19 日 (火)
同 11 月 25 日 (水)	2027 年 3 月 2 日 (火)	KKC	同 8 月 25 日 (火)

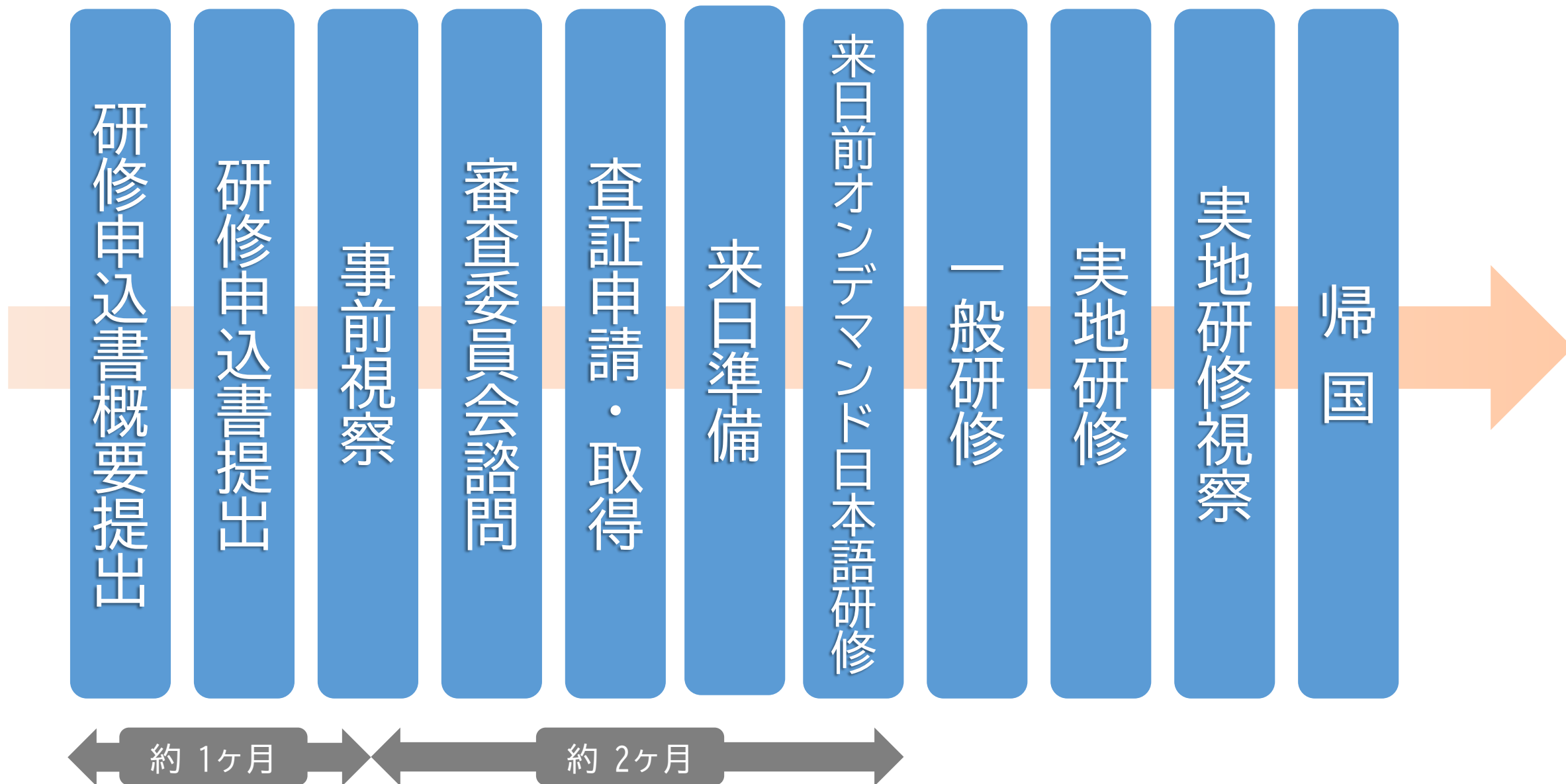
■ J6W（6週間コース）

開始日	終了日	実施センター	申込締切日
2026 年 5 月 8 日 (金)	2026 年 6 月 18 日 (木)	KKC	お問い合わせください
同 5 月 15 日 (金)	同 6 月 25 日 (木)	TKC	お問い合わせください
同 6 月 24 日 (水)	同 8 月 4 日 (火)	KKC	お問い合わせください
同 7 月 15 日 (水)	同 8 月 25 日 (火)	TKC	同 4 月 15 日 (水)
同 8 月 19 日 (水)	同 9 月 29 日 (火)	KKC	同 5 月 19 日 (火)
同 9 月 2 日 (水)	同 10 月 13 日 (火)	TKC	同 6 月 16 日 (火)
同 10 月 7 日 (水)	同 11 月 17 日 (火)	KKC	同 7 月 7 日 (火)
同 11 月 25 日 (水)	2027 年 1 月 12 日 (火)	TKC	同 8 月 25 日 (火)
同 12 月 9 日 (水)	同 1 月 26 日 (火)	KKC	同 9 月 9 日 (水)
2027 年 1 月 14 日 (木)	同 2 月 24 日 (水)	TKC	同 10 月 20 日 (火)

■ A9D及び9D（9日間コース）

開始日	終了日	実施センター	申込締切日
2026 年 5 月 13 日 (水)	2026 年 5 月 21 日 (木)	TKC	お問い合わせください
同 7 月 1 日 (水)	同 7 月 9 日 (木)	KKC	お問い合わせください
同 9 月 9 日 (水)	同 9 月 17 日 (木)	TKC	同 6 月 9 日 (火)
同 11 月 25 日 (水)	同 12 月 3 日 (木)	TKC	同 8 月 25 日 (火)
2027 年 1 月 13 日 (水)	2027 年 1 月 21 日 (木)	KKC	同 10 月 13 日 (火)

技術研修 申込～終了の流れ



技術研修 補助率

		新興国事業				ゼロエミ事業		
企業規模	中小企業		大企業			中堅・ 中小企業	大企業	非営利 法人
		アフリカ		重点分野 ※	アフリカ			
国庫補助率	2/3	1	1/3	1/2	2/3	1/2	1/3	3/4
企業負担分	1/3	0	2/3	1/2	1/3	1/2	2/3	1/4
	負担者	原則、日本側企業が負担				原則、日本側企業が負担		

※ 大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下に該当するもの
 開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(1.新法人や新工場の立上げ、先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等、2.サプライチェーンの多元化又は強靱化に大きく寄与する案件)

技術研修 補助対象経費

					新興国事業		ゼロエミ事業	
企業規模					中小企業	大企業	中堅・中小企業 非営利法人	大企業
①受入費 (基準額)	滞在費	宿泊費	一般研修（AOTS）		9,000 円/泊（遠隔地工場見学の際は実費）		9,000 円/泊（遠隔地工場見学の際は実費）	
			実地研修	AOTS	9,000 円/泊		9,000 円/泊	
				会社施設	1,570 円/泊		1,570 円/泊	
				外部宿舎	実費（但し、上限 9,000 円/泊）		実費（但し、上限 9,000 円/泊）	
		食費	来日日		2,200 円/日		2,200 円/日	
			以降		3,200 円/日		3,200 円/日	
		雑費			1,000 円/日		1,000 円/日	
		実地研修費			5,190 円/日	3,360 円/日	5,190 円/日	
		渡航費			実費（AOTS基準による） ※アフリカからの受入の場合のみ対象		実費（AOTS基準による）	
		国内移動費（一部）			実費（AOTS基準による）		実費（AOTS基準による）	
	医療費・海外旅行保険料			実費（AOTSで加入）		実費（AOTSで加入）		
	②研修費・附帯費					実費（AOTSが実施）		実費（AOTSが実施）

技術研修 企業分担金

		新興国事業					ゼロエミ事業		
企業規模		中小企業		大企業			中堅・ 中小企業	大企業	非営利 法人
			アフリカ		重点分野	アフリカ			
受入費補助率		2/3	1	1/3	1/2	2/3	1/2	1/3	3/4
①受入分担金		受入費補助対象経費×(1－補助率)							
②研修実施 分担金 (1名あたり)	J13Wコース	617,000 円	377,000 円	798,000 円	731,000 円	617,000 円	731,000 円	798,000 円	595,000 円
	J6Wコース	359,000 円	219,000 円	474,000 円	420,000 円	359,000 円	420,000 円	474,000 円	343,000 円
	9D、A9Dコース	167,000 円	127,000 円	214,000 円	189,000 円	167,000 円	189,000 円	214,000 円	156,000 円
	不参加	122,000 円		122,000 円			122,000 円 *1		

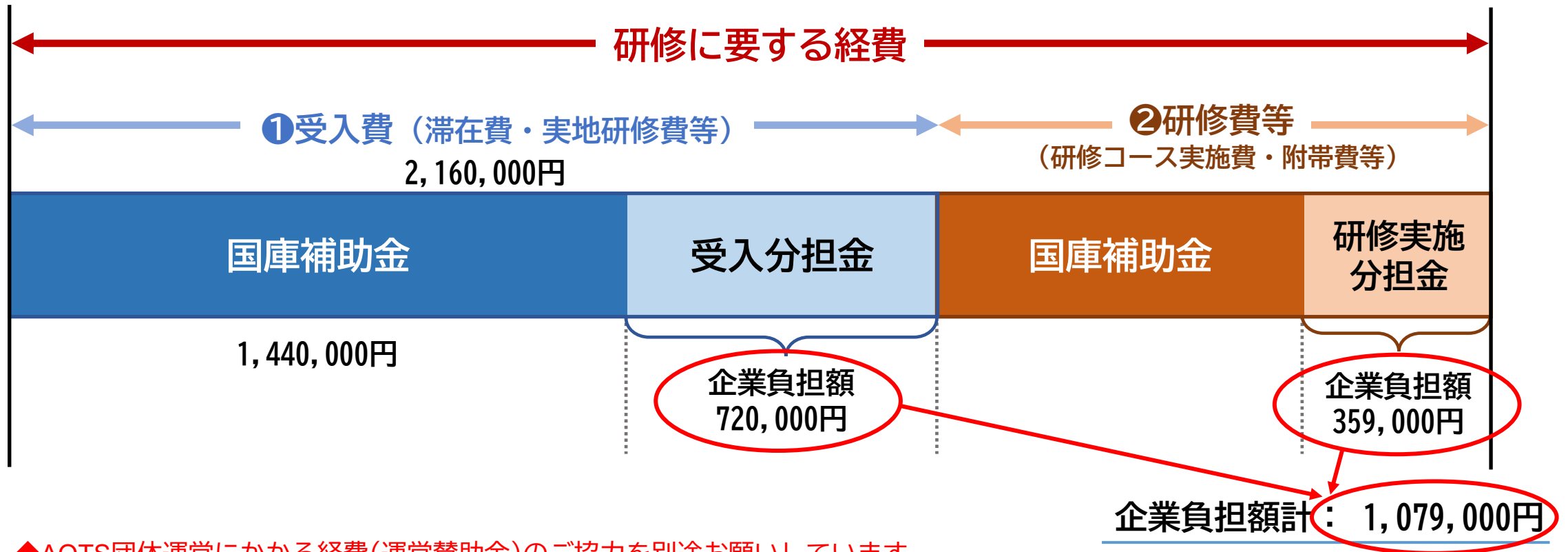
*1:ゼロエミ事業のうち、グリーン成長戦略のみ補助対象経費の8%。但し122,000円を上限とする。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

技術研修 試算例

【試算条件】

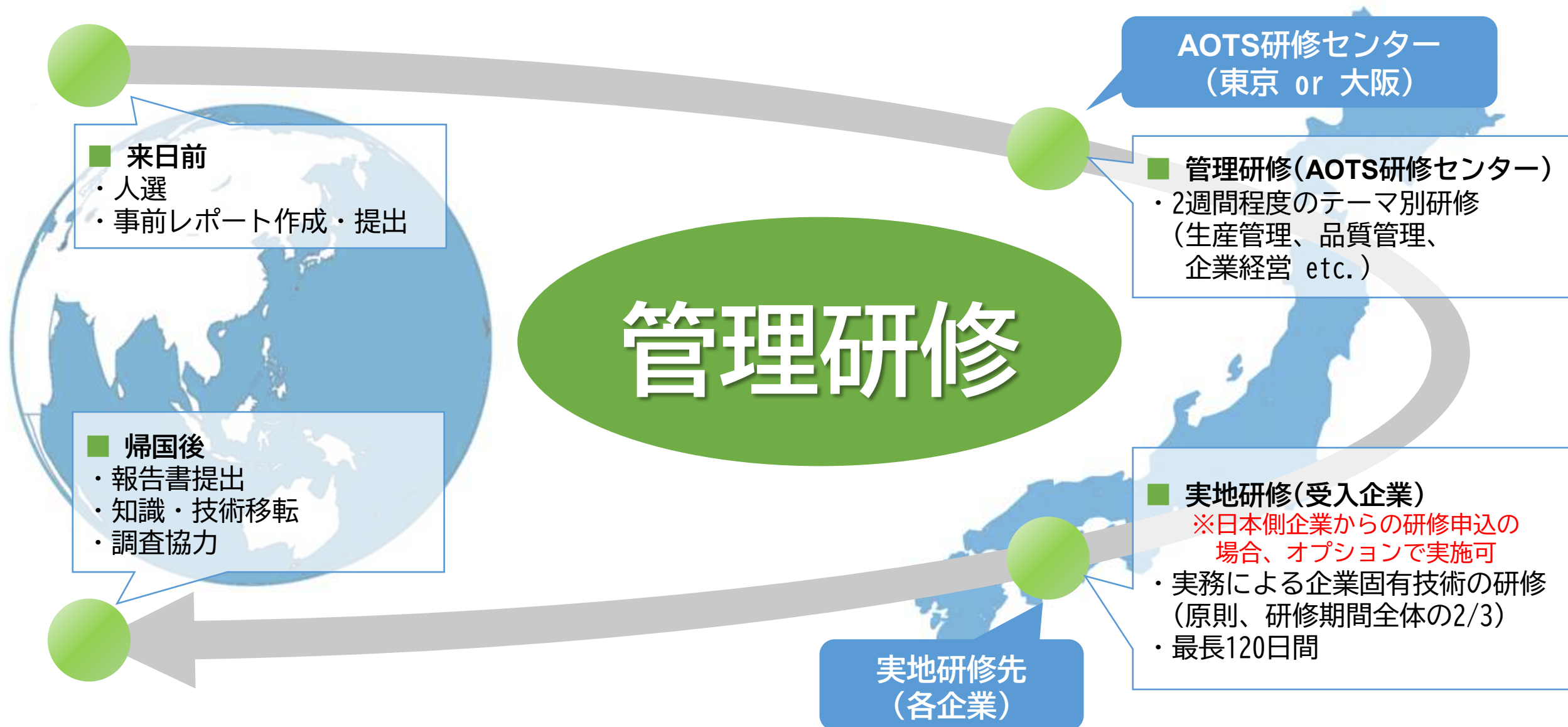
- ・新興国事業を利用
- ・研修期間は半年間
- ・実地研修中の宿舎は会社施設
- ・企業規模は中小企業
- ・一般研修はJ6Wコースに参加
- ・国内移動費は考慮しない
- ・研修生人数は1名



◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

4. 管理研修

管理研修とは



- その分野の著名人等によるテーマ別講義の受講
- 現地法人の経営の現地化
- 日本的な仕事に対する考え方への理解促進
- 研修生の滞在費等への国庫補助適用
- **AOTS発行の身元保証書**で査証取得が可能
 - ▶AOTSの場合、在留資格認定証明書は不要で来日までのリードタイムが短縮できます。

管理研修 主な申込要件①

	新興国事業	ゼロエミ事業 (生産プロセス省エネ化)
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1	アジア・中東の国・地域 ※2
対象分野	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術協力であること(実施目的が、 <u>現地法人でこれまで実績のない新技術</u> の導入や従来と比べて高性能な製品・サービスへのモデルチェンジの対応 等) 開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること	製造業において、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力をを行うことが認められていない国・地域は除きます。

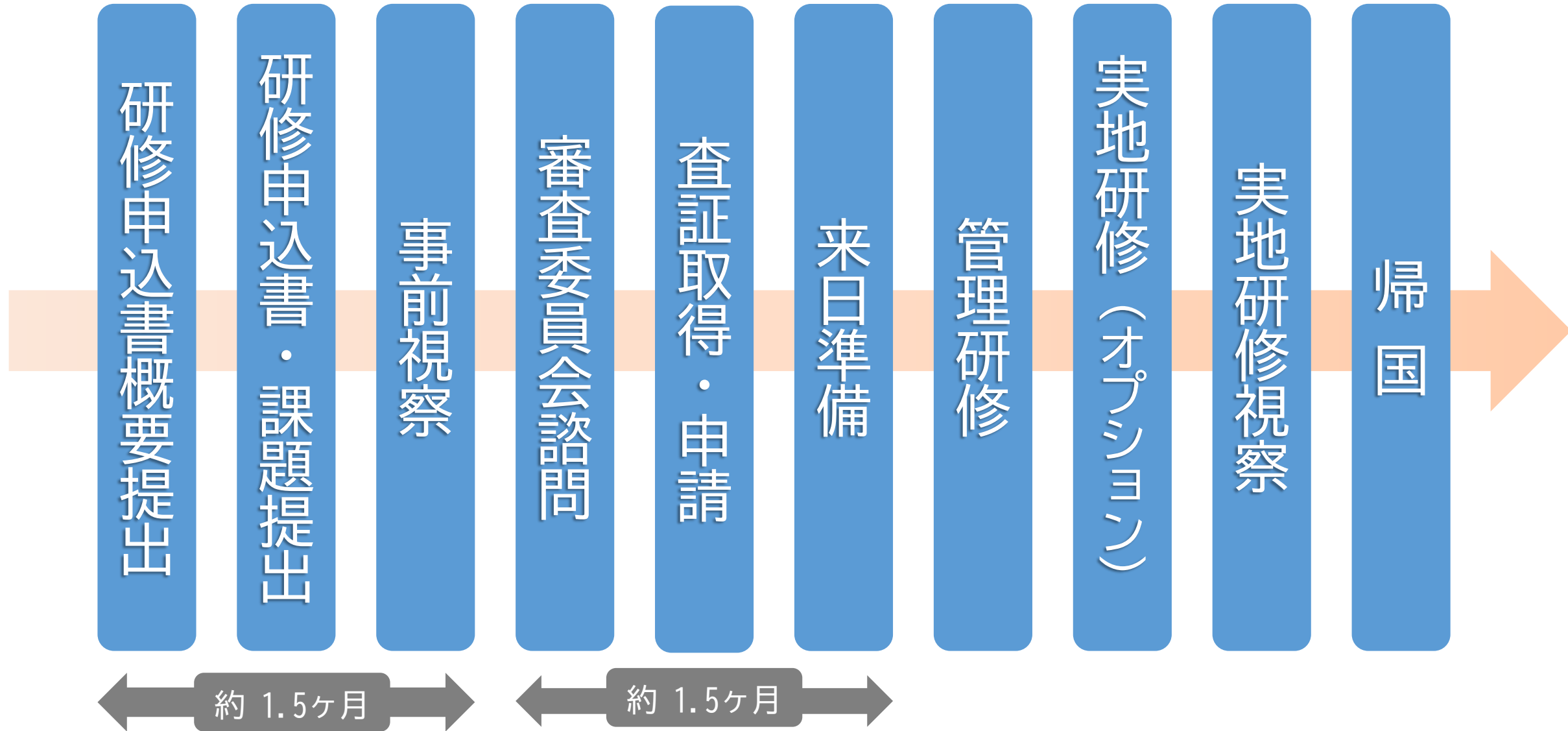
※2 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

管理研修 主な申込要件②

	新興国事業	ゼロエミ事業
日本側企業 (受入企業)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超の企業	日本に法人格を有する企業
	研修生受入に伴う諸費用の負担能力を有する	
	現地側企業と資本関係か商取引関係がある	
	現地側企業との間に有償の技術役務提供契約がない、または、 有償の技術役務提供契約があっても日本での研修費用は当該契約金額に含まれない	
現地側企業 (派遣企業)	非ODA対象国(日本除く)の出資が50%以下の企業	対象国・地域に法人格を有する企業 (*日本側の支店や駐在員事務所の場合はご相談ください)
研修生	研修実施言語による講義聴講、討論、発表、報告書作成が可能	
	別途コースごとの資格要件(経験年数や基礎知識等 ※1)を満たす	
	学生ではない	
	軍籍にない	
受入企業での 実地研修 (行う場合)	日本で研修することが適当な技術(=現地で修得不可能または困難な知識・技術の修得が目的)	
	兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術	
	研修生の受入人数の目安は日本側企業従業員20名対して1名	
	研修指導員は当該技術の実務経験5年以上	
	原則、実務を通した研修(=実務研修)は研修期間全体の2/3以下	
	単純作業・同一作業の反復ではない	

※1 例：企業における経営者、経営者幹部、年齢は20歳以上、大卒以上もしくはこれに準ずる学力がある 等

管理研修 申込～終了の流れ（日本側企業が研修申込の場合）



管理研修 補助率

		新興国事業				ゼロエミ事業		
企業規模	中小企業		大企業			中堅・ 中小企業	大企業	非営利 法人
		アフリカ		重点分野 ※	アフリカ			
国庫補助率	2/3	1	1/3	1/2	2/3	1/2	1/2	1/2
企業負担分	1/3	0	2/3	1/2	1/3	1/2	1/2	1/2
負担者		原則、日本側企業が負担				原則、日本側企業が負担		

※ 大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下に該当するもの
 開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(1.新法人や新工場の立上げ、先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等、2.サプライチェーンの多元化又は強靱化に大きく寄与する案件)

管理研修 補助対象経費

					新興国事業		ゼロエミ事業	
企業規模					中小企業	大企業	中堅・中小企業 非営利法人	大企業
①受入費 (基準額)	滞在費	宿舍費	AOTS研修		9,000 円/泊（遠隔地工場見学の際は実費）		9,000 円/泊（遠隔地工場見学の際は実費）	
			実地研修	AOTS	9,000 円/泊		—	
				会社施設	1,570 円/泊		—	
				外部宿舎	実費（但し、上限 9,000 円/泊）		—	
		食費	来日日		2,200 円/日		2,200 円/日	
			以降		3,200 円/日		3,200 円/日	
		雑費		1,000 円/日		1,000 円/日		
		実地研修費		5,190 円/日	3,360 円/日	—		
		渡航費		実費（AOTS基準による） ※アフリカからの受入の場合のみ対象		実費（AOTS基準による）		
		国内移動費（一部）		実費（AOTS基準による）		実費（AOTS基準による）		
	医療費・海外旅行保険料		実費（AOTSで加入）		実費（AOTSで加入）			
	②研修費・附帯費					実費（AOTSが実施）		実費（AOTSが実施）

管理研修 企業分担金

	新興国事業					ゼロエミ事業		
企業規模	中小企業		大企業			中堅・ 中小企業	大企業	非営利 法人
		アフリカ		重点分野	アフリカ			
受入費補助率	2/3	1	1/3	1/2	2/3	1/2	1/2	1/2
①受入分担金	受入費補助対象経費×(1－補助率)							
②研修実施 分担金 (1名あたり)	206,000 円	156,000 円	256,000 円	231,000 円	206,000 円	231,000 円	231,000 円	231,000 円

*1:ゼロエミ事業のうち、グリーン成長戦略のみ補助対象経費の8%。但し122,000円を上限とする。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

管理研修 試算例

【試算条件】

- ・ 新興国事業を利用
- ・ 企業規模は中小企業
- ・ 研修生人数は1名
- ・ 2週間の管理研修後、30日間の実地研修(オプション)に参加
- ・ 実地研修中の宿舎は会社施設
- ・ 国内移動費は考慮しない

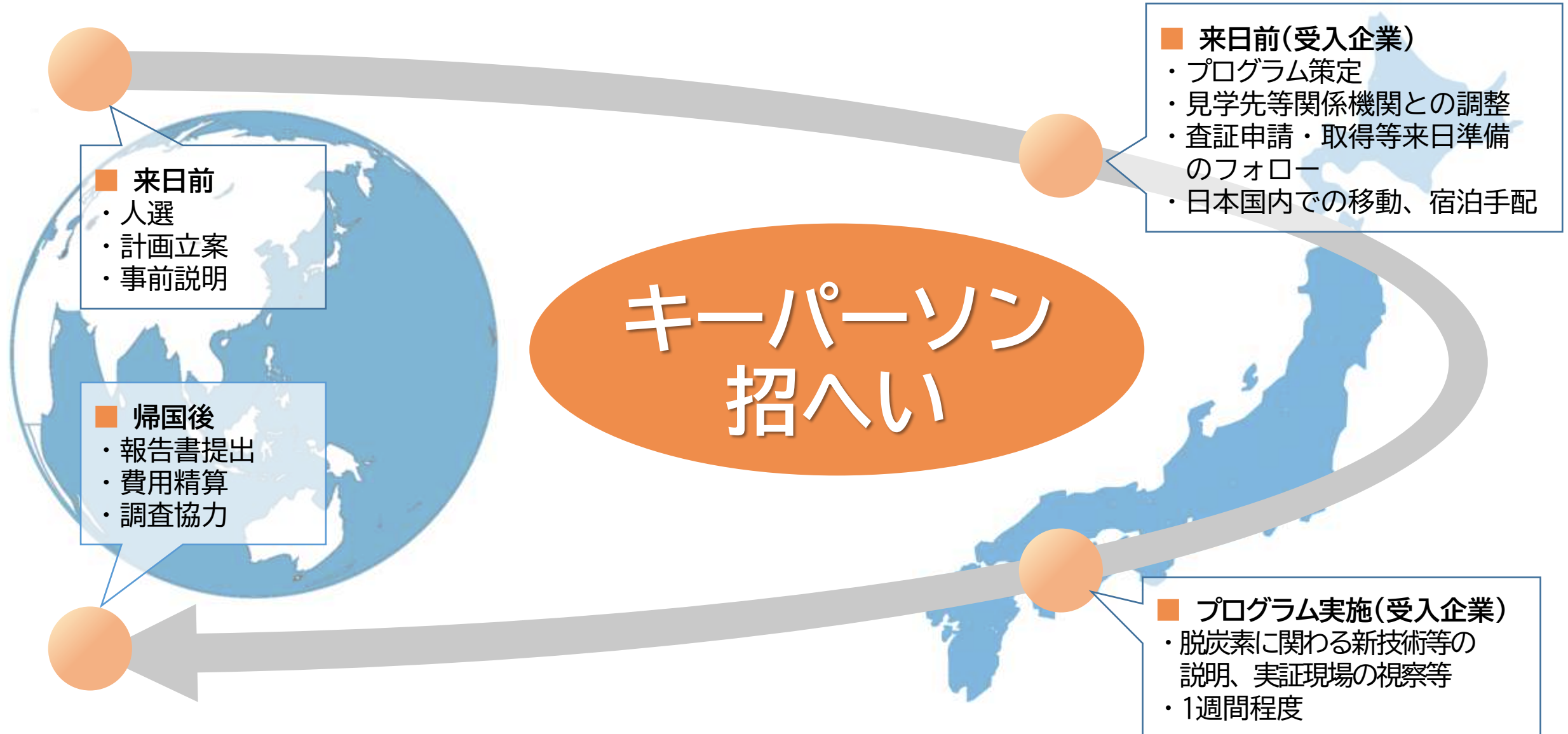


◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

5. キーパーソン招へい

※ゼロエミ事業のみ

キーパーソン招へいとは



キーパーソン招へい 主な申込要件

対象分野・目的	脱炭素技術とその導入に関心を持つ企業、団体等の経営者や技術担当幹部等のキーパーソンを招へいし、技術等の説明や実証現場の視察等のプログラムを実施 グリーン成長戦略の重要分野やAETI(アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ)に基づく産業技術等 ※主な対象分野： ●洋上風力・太陽光・地熱産業 ●水素、燃料アンモニア産業 ●次世代エネルギー産業、 ●原子力産業 ●自動車・蓄電池産業 ●半導体・情報通信産業 ●航空機産業、 ●カーボンリサイクル、マテリアル産業 ●次世代電力マネジメント産業 ●温室効果ガス排出量可視化技術
対象国・地域	アジア(中東を含む)
日本側企業 (受入企業)	日本に法人格を有する企業・団体等 現地側企業との間に有償の技術役務提供契約がない、または有償の技術役務提供契約はあっても日本での研修費用は当該契約金額に含まれない
参加者	25歳以上65歳以下の心身健康な者 アジア（中東を含む）の国・地域の国籍を有する者 アジア（中東を含む）地域に居住する者であって、当該地域に居住・勤務地がある者 高等教育機関(大学、大学院、短大、専門学校等)を修了した者、またはこれに準ずる学力もしくは職歴を有する者 海外の子会社や取引先、将来のビジネス拡大に向けた潜在的取引先等の企業、団体に所属している者 軍籍にない者
補助率	中堅・中小企業…1/2 大企業…1/3 学校法人・公益非営利法人…3/4
企業負担	補助対象経費×（1－補助率）の他、招へい事業管理分担金として補助対象経費総額の8%を受入企業が負担

キーパーソン招へい 対象経費

1. 対象経費

①渡航費 ②滞在費（宿泊費、食費、雑費） ③海外旅行保険 ④講師謝金 ⑤通訳謝金 ⑥講師通訳等関係者旅費
⑦国内視察費 ⑧資料作成費 ⑨機材調達・環境等整備費 ⑩消耗品費 ⑪施設等利用料

2. 滞在費単価

	参加者の職位			航空賃	滞在費のうち宿泊費 (1日あたり) 税・サービス料等込み		滞在費のうち食費及び雑費 (1日あたり)		
	公社・ 公団等	民間企業	大学		外部宿泊施設 利用の場合 (上限額)	研修センター 利用の場合 (定額)	外部施設 利用の場合 (定額)	研修センター 利用の場合 (定額)	雑費 (定額)
特別な配慮が 必要な場合	総裁 副総裁 理事 (取締役) 等	副社長以上 (会長、社長、 代表取締役 副社長) 取締役等	学長 (中央政府か らの出向等、 経歴上局長以 上と認められ る場合) 等	ビジネス クラス	35,000円	9,100円	合計 4,590円 朝食1,020円 昼食1,530円 夕食2,040円	合計 3,200円 朝食 800円 昼食1,000円 夕食1,400円	1,000円
上記以外	本部長 部長 その他	本部長、事業 部長、部長、 その他	その他	エコノミー クラス	26,200円	9,100円			

6. 高度外国人材就業者日本語等研修

※新興国事業のみ

高度外国人材就業者日本語等研修とは



- **就労分野の認定日本語教育機関**による実践的な日本語教育
- **日本理解**を深める研修プログラム
- 研修費用への**国庫補助適用**
- **合宿形式**による集中研修

高度外国人材就業者日本語等研修 主な申込要件①

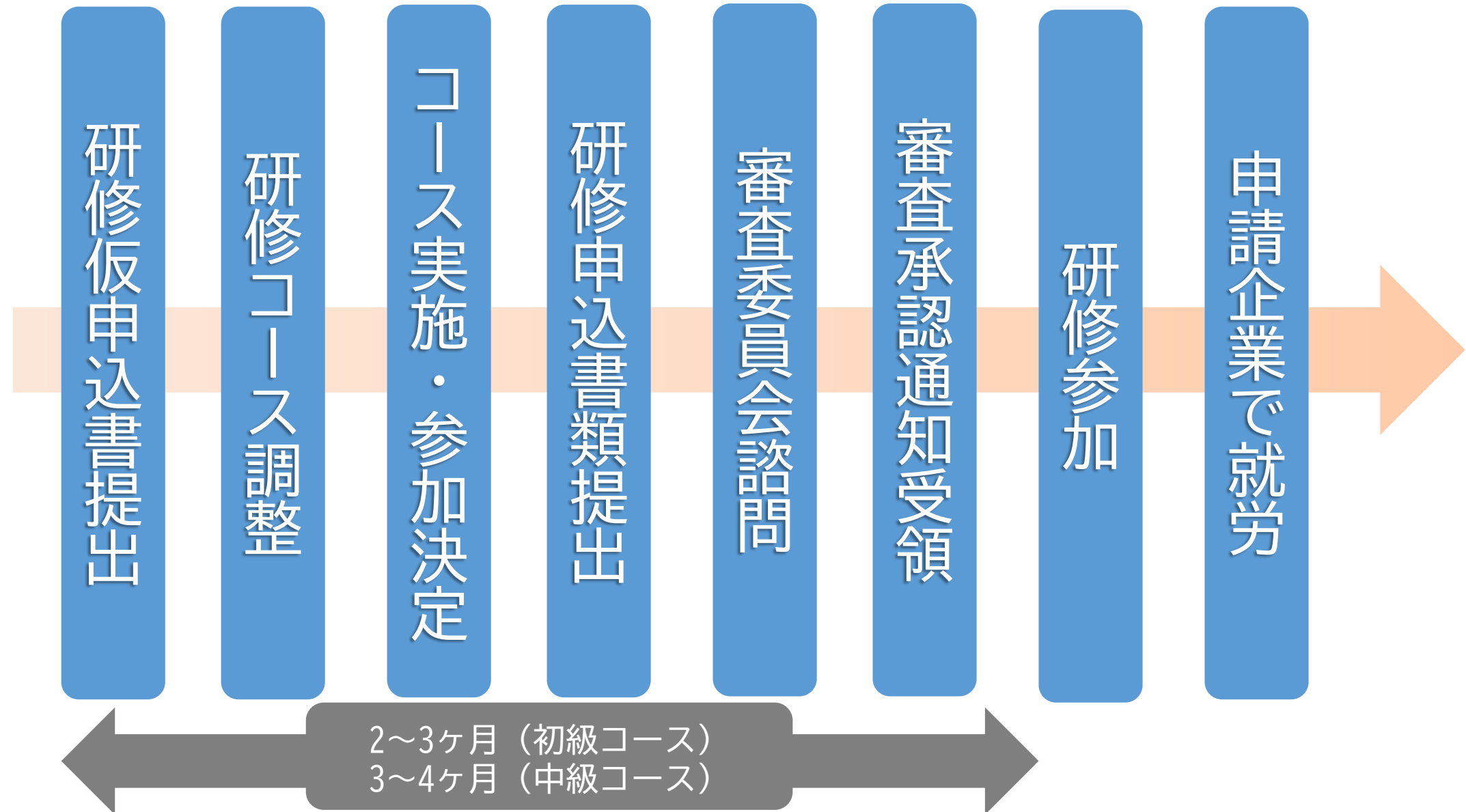


申請企業	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超の企業
	原則として中小企業基本法に規定されている中小企業（※1）
	開発途上国・地域（※2）の国籍を有する外国人材が在留資格「技術・人文知識・国際業務」または「高度専門職」で就業している、もしくは就業予定である
研修参加者	開発途上国・地域（※2）の国籍を有する
	申請企業による身元保証のもと、在留資格「技術・人文知識・国際業務」または「高度専門職」で就業している、もしくは就業を予定している
	原則として、全研修日程に参加できる

※1 大企業については例外的に申請可能な場合もあります。ご相談ください。

※2 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

高度外国人材就業者日本語等研修 申込～終了の流れ



	補助率
国庫補助率	2/3
企業負担分	1/3

補助対象経費	基準額
宿泊費（AOTS研修センター）	9,000 円/泊
食事代（希望する場合）	3,200 円/日
国内移動費	実費（AOTS基準による）

高度外国人材就業者日本語等研修 企業分担金

(初級コース・中級コース共通 1名あたり)

		6週間コース	13週間コース
企業分担金	宿泊費 (AOTS研修センター)	129,000 円 (9,000円×43泊×1/3) ※1	276,000 円 (9,000円×92泊×1/3) ※1
	食事代 (希望する場合)	45,533 円 ((2,200円×1泊+3,200円×42泊) ×1/3) ※2	97,800 円 ((2,200円×1泊+3,200円×91泊) ×1/3) ※2
	国内移動費	実費の1/3	実費の1/3
研修分担金	研修コース参加費、附帯費等	287,000 円	494,000 円

※1 AOTS研修センターへのチェックインは研修開始前日です。

※2 初日 (研修開始前日) の食事は2食 (夕食、翌朝食) で、食事代は2,200円/泊です。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

7. 海外研修

海外研修

■ 海外研修(現地側企業)

通常型：研修生が勤務する国で実施

第三国型：研修生を第三国に集めて実施

- ・ 2～30日間のセミナー形式

- ・ 講義を中心に演習、実技の組み合わせも可

※オンラインでの実施も可

※実務研修(OJT)を中心とした第三国型の場合、
最長120日まで

■ 実施前

- ・ 計画策定
- ・ 講師、参加者等調整
- ・ 研修実施準備

■ 実施後

- ・ 報告書提出
- ・ 精算
- ・ 調査協力

- ・ 講師の滞在費等への**国庫補助適用**
- ・ **短期集中型**の講義が現地で行える
- ・ 講義を中心に**演習・実技**の組み合わせも可能
- ・ **オンライン**での実施に対する補助が比較的手厚い
- ・ **一度に多くの人材**を教育できる

海外研修 主な申込要件①

	新興国事業	ゼロエミ事業	
		生産プロセス省エネ化	省エネ機器等の設計・製造技術及び導入・メンテナンス
	通常型/第三国型/第三国型実務	通常型	
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1	アジア・中東の国・地域 ※2	
対象分野	開発途上国での事業展開に必要なとなる現地拠点の人材育成を進めるため、 日本企業がもつ固有技術 を移転するための研修であること	製造業において、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること	1)日本企業が製造するエネルギー効率の高いユーティリティ設備、生産設備の設計、製造、導入、メンテナンス技術 2)ロボット・ファクトリーオートメーションの導入、メンテナンス技術

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

※2 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

海外研修 主な申込要件②

	新興国事業		ゼロエミ事業
	通常型/第三国型	三国型実務	通常型
申請企業 (協力機関)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超の企業等、 またはこれらの企業・団体からの出資が50%超の現地日系法人		日本に法人格を有する企業
	研修実施に伴う諸費用の負担能力を有する		
	現地側に、研修の準備・実施を担う企業・団体(海外協力機関)がある ※1		
	現地側企業との間に有償の技術役務提供契約がない、または、 有償の技術役務提供契約があっても研修費用は当該契約金額に含まれない		
現地側企業 (海外協力機関)	非ODA対象国(日本除く)の出資が50%以下の企業		—
研修生	対象国・地域に国籍、住居、勤務地がある		
	企業、団体等に所属している(将来の潜在的なビジネス相手含む)		
	原則、18歳以上60歳以下		
	研修内容を理解するに足る言語能力及び経歴を有する		
	軍籍にない		

※1 海外協力機関が担う業務は研修生の募集、選考への協力、テキスト及び教材の作成、手配、現地事務局としての研修実施全般の管理及び運営等

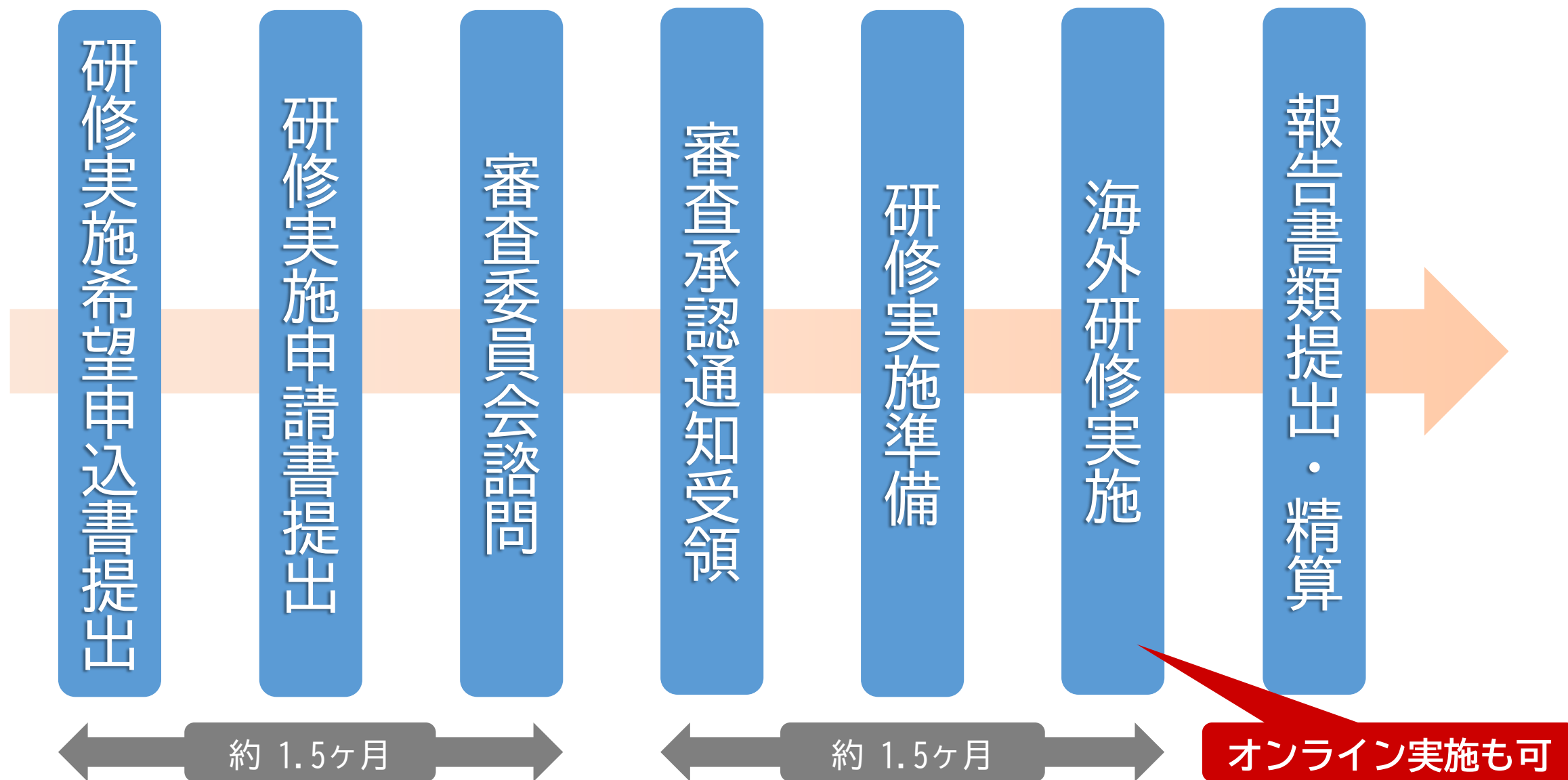
海外研修 主な申込要件③

研修期間・ 研修生数等	新興国事業		ゼロエミ事業
	通常型/三国型	第三国型実務	通常型
	研修期間は原則として連続した2日以上30日以下 (オンラインの場合、間隔をあけた日程でも可) ※2	研修期間は原則として連続した5日以上120日以下	研修期間は原則として連続した2日以上30日以下
	研修生数は原則として10名以上50名以下 (日本側が中小企業の場合、5名以上50名以下) ※アフリカ案件の場合、要件緩和あり	研修生数は1名以上～上限目安 (海外協力機関の常勤職員20名に対し、研修生1名の受入れを目安とする)	研修生数は5名以上50名以下
	兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術		
	講師は研修実施国の講師、日本や研修実施国以外から派遣される講師合わせて5名までが補助対象 ※3		
	講師は研修開始時点で69歳以下(オンラインの場合、不問)で、指導分野の実務経験が5年以上		
	<u>必要に応じ、オンラインでの研修実施も可</u>		

※2 研修開始日～終了日が暦日で最長30日間。実研修日数が20日以内であれば、暦日で30日を超えることも可。

※3 日本以外の国の講師(現地講師を含む)の所属先は、申請企業との間に資本、技術提携、代理店等事業活動に係わる関係がある場合に限る。
現地講師のみで実施の場合、現地講師の所属先の社員・職員は研修に参加できない。

海外研修 申込～終了の流れ



海外研修 補助率

		新興国事業		ゼロエミ事業	
企業規模		中小企業	大企業	中堅・中小企業	大企業
国庫補助率		2/3		1/2	1/3
企業負担分		1/3		1/2	2/3
	負担者	申請企業(協力機関)		申請企業(協力機関)	

・上記負担のほか、海外研修事業管理分担金として補助対象経費総額の10%を申請企業(協力機関)にご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

海外研修 主な補助対象経費①

補助対象経費

- | | | |
|-------------------|----------|---------------------|
| ①講師謝金 | ②通訳謝金 | ③講師通訳等旅費（旅費、日当、宿泊費） |
| ④工場視察費 | ⑤施設等利用料 | ⑥教材費 |
| ⑦機材調達・環境等整備費 | ⑧資機材費 | ⑨遠隔指導導入支援費（オンラインのみ） |
| ⑩研修生旅費（旅費、日当、宿泊費） | ⑪現地運営関係費 | ⑫安全対策費 |

注： 第三国型実務研修では、現地講師、現場指導者に対する謝金は 補助対象外となります。

基準額（税抜） 新興国事業・ゼロエミ事業共通

講師謝金		勤務先が 日本または先進国の講師		勤務先が 開発途上国の講師	
		7,900 円/H		6,000 円/H	
講師通訳等旅費		指定都市 ※1	甲地方 ※2	乙地方 ※3	丙地方 ※4
	渡航費	実費 （原則としてディスカウントエコノミークラス航空賃）			
	日当（定額）	6,200 円/日	5,200 円/日	4,200 円/日	3,800 円/日
	宿泊費（定額）	19,300 円/泊	16,100 円/泊	12,900 円/泊	11,600 円/泊

海外研修 主な補助対象経費②

		指定都市 ※1	甲地方 ※2	乙地方 ※3	丙地方 ※4
研修生旅費 (遠隔地からの研修生)	渡航費	実費 (原則としてディスカウントエコノミークラス航空賃)			
	日当(上限額)	6,200 円/日	5,200 円/日	4,200 円/日	3,800 円/日
	宿泊費(上限額)	19,300 円/泊	16,100 円/泊	12,900 円/泊	11,600 円/泊

※1 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、パリ、モスクワ、ジュネーブ、ロンドン、アブダビ、ジッダ、リヤド、クウェート及びアビジャン

※2 指定都市を除く次の地域

- (1) 北米地域: 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム
- (2) 欧州地域: ヨーロッパ大陸(乙地方に該当する諸国を除く)、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びキプロス
- (3) 中近東地域: アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、レバノン及びトルコ

※3 次の地域

- (1) アジア地域: タイ、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、ラオス、インドネシア、東ティモール、ブルネイ、フィリピン、香港、大韓民国
- (2) 大洋州地域: オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア・ミクロネシア・メラネシア海域の諸国
- (3) 欧州地域: アルバニア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モルドバ、セルビア、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ロシア、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド及びルーマニア

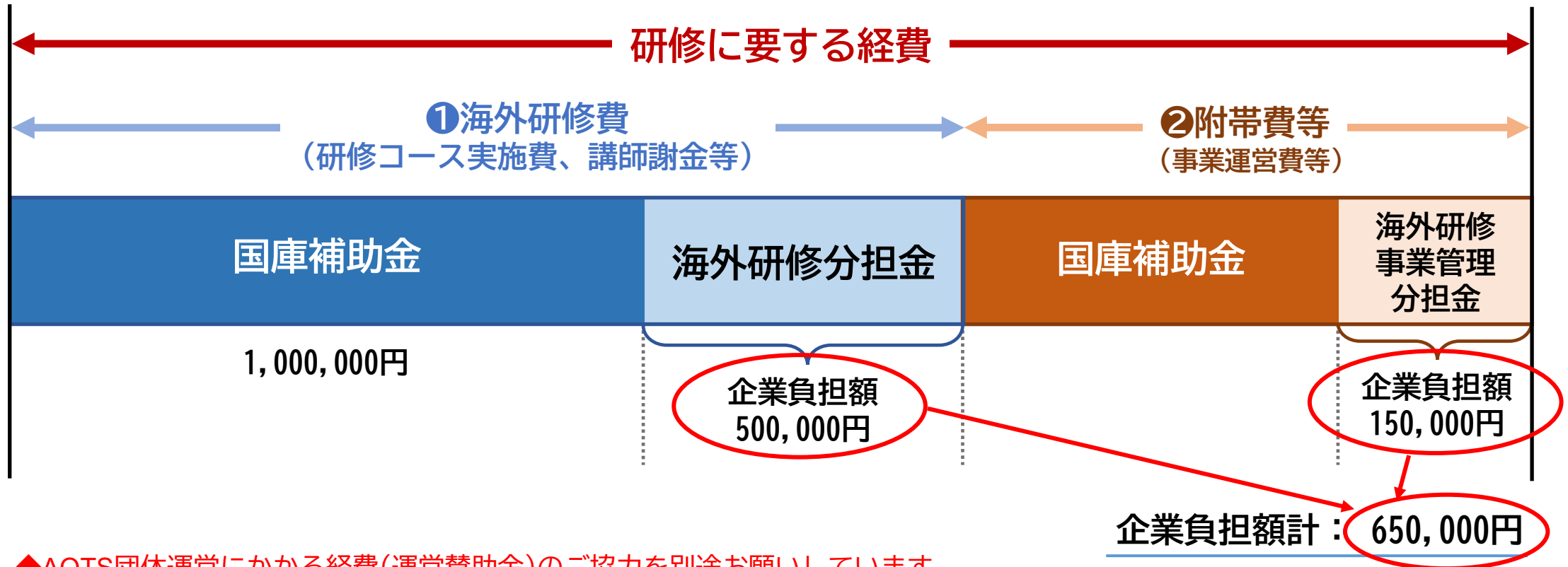
※4 指定都市、甲地方、乙地方に該当する諸国・地域以外の諸国・地域(中国、台湾、マカオ、モンゴル、北朝鮮、南アジア・中南米・アフリカ諸国)

◆その他にも補助対象となる経費がありますので、詳しくはお問い合わせください。

海外研修（通常型） 試算例

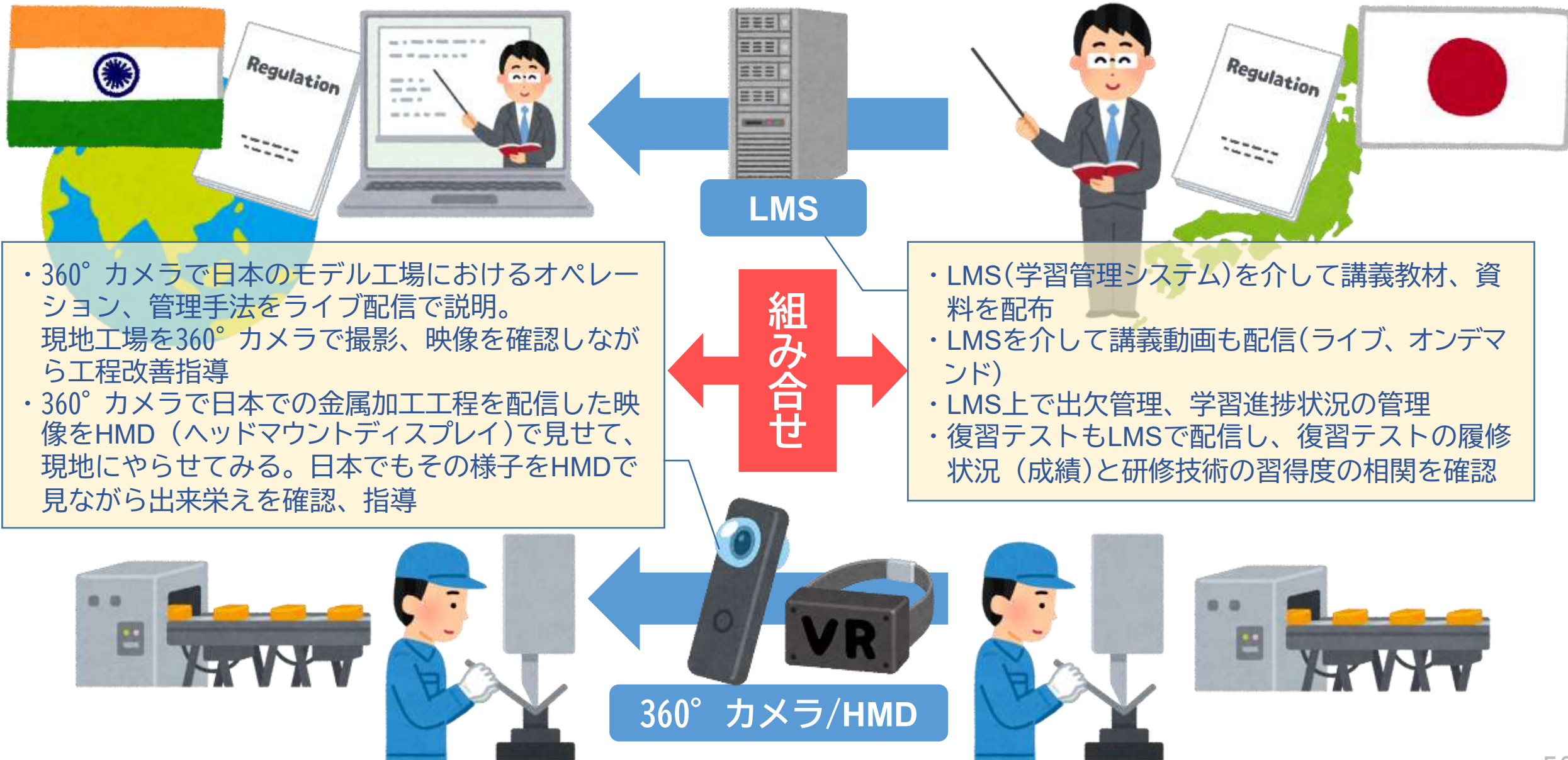
【試算条件】

- ・ 新興国事業を利用
- ・ 研修実施国はタイ
- ・ 研修期間は3日間（1日あたり6時間）
- ・ 研修生人数は10名
- ・ 日本からの派遣講師1名
- ・ 現地通訳1名



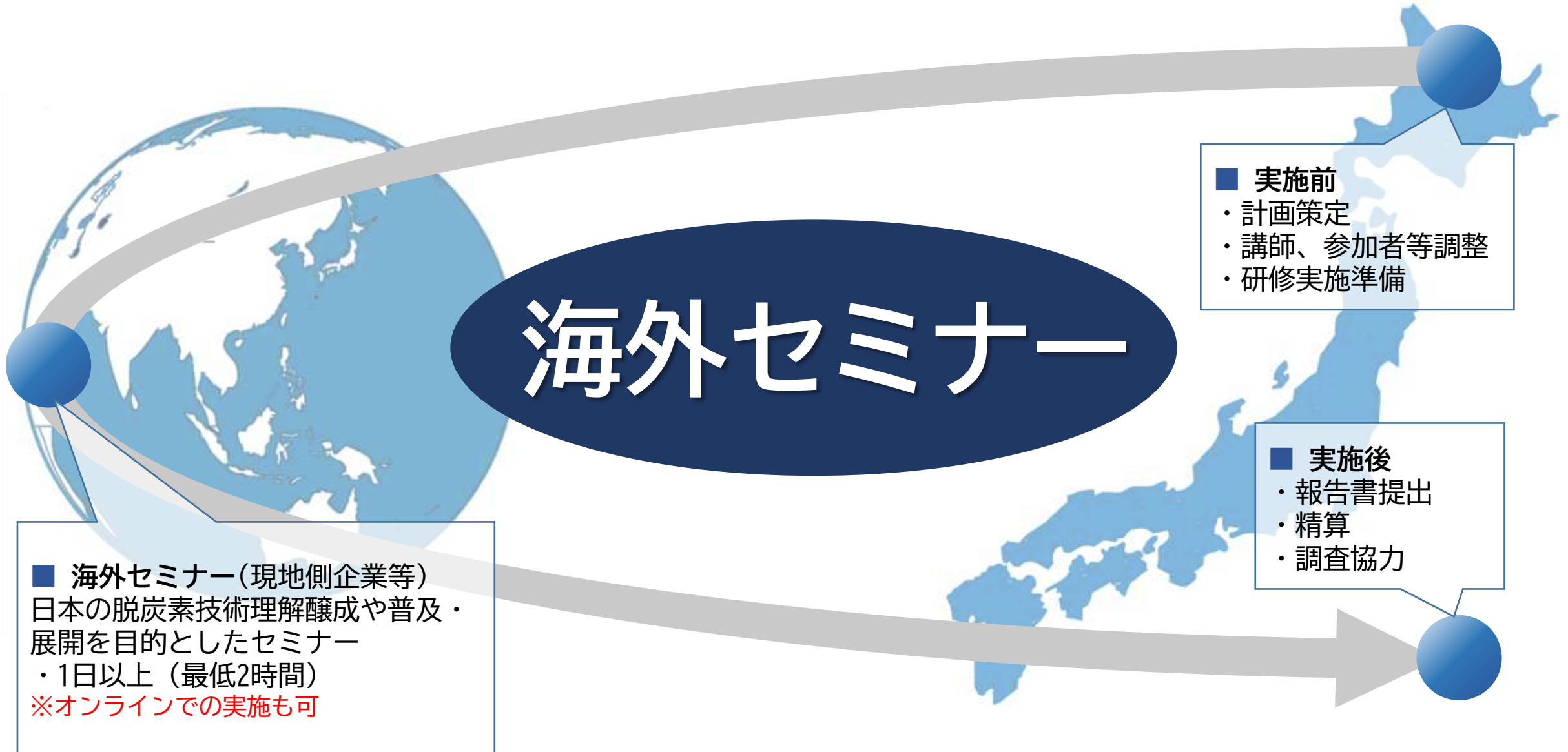
◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

オンラインによる海外研修 実施例



8. 海外セミナー

※ゼロエミ事業のみ



海外セミナー 主な申込要件

対象分野・目的	グリーン成長戦略の重要分野やAETI（アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ）に基づく産業技術等（新技術・先進技術）（温室効果ガス排出量可視化技術を含む）を研究・開発して社会実装等を目指す日本企業等の取り組みへの理解向上や新技術・先進技術の普及促進、脱炭素化への国際的認識醸成を目的としたセミナー
対象国・地域	アジア・中東の国・地域
申請企業等 (協力機関)	日本に法人格を有する企業・団体等
	セミナー実施能力及び実施に伴う諸費用の負担能力を有する
	必要に応じ現地側にセミナーの準備・実施を担う企業・団体(海外協力機関)を確保できる
	現地側企業との間に有償の技術役務提供契約がない、または有償の技術役務提供契約があってもセミナー費用は当該契約金額に含まれない
期間、内容等	1日当たり2時間以上
	兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術
	講師はセミナー実施国の講師、日本やセミナー実施国以外から派遣される講師のそれぞれ2名まで補助対象
	講師はセミナー開始時点で69歳以下(オンラインの場合、不問)、指導分野の実務経験5年以上
補助率	補助率：中堅・中小企業…1/2、大企業…1/3、学校法人・公益非営利法人…3/4
申請企業負担	補助対象経費×（1－補助率）の他、セミナー開催事業管理分担金として補助対象経費総額の8%を申請企業(協力機関)が負担

「補助対象経費」「申込から終了までの流れ」は海外研修に準じます

9-1. 專門家派遣

専門家派遣

■ 専門家派遣(現地側企業)

- ・技術指導、人材育成
- ・付加指導(新興国事業の場合)
- ・1~12ヶ月間

※オンラインでの実施も可

■ 派遣前

- ・専門家選定
- ・計画策定
- ・派遣前オリエンテーション
- ・派遣契約締結

■ 帰国後

- ・帰国報告会
- ・調査協力

- ・ 渡航費・現地滞在費等への**補助金適用**
- ・ 専門家の**危機管理情報**をAOTSより提供
- ・ 派遣前オリエンテーションで、**危機管理・健康管理等に関する事前案内**
- ・ 手続きを通じた指導内容の相互確認と**課題と目標の明確化**
- ・ 月次報告で**目標達成度の進捗管理**

専門家派遣 主な申込要件①

	新興国事業	ゼロエミ事業
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1	アジア・中東の国・地域 ※2
対象分野	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術協力であること(実施目的が、現地法人でこれまで実績のない新技術の導入や従来と比べて高性能な製品・サービスへのモデルチェンジの対応 等) 開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること	製造業において、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

※2 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

専門家派遣 主な申込要件②

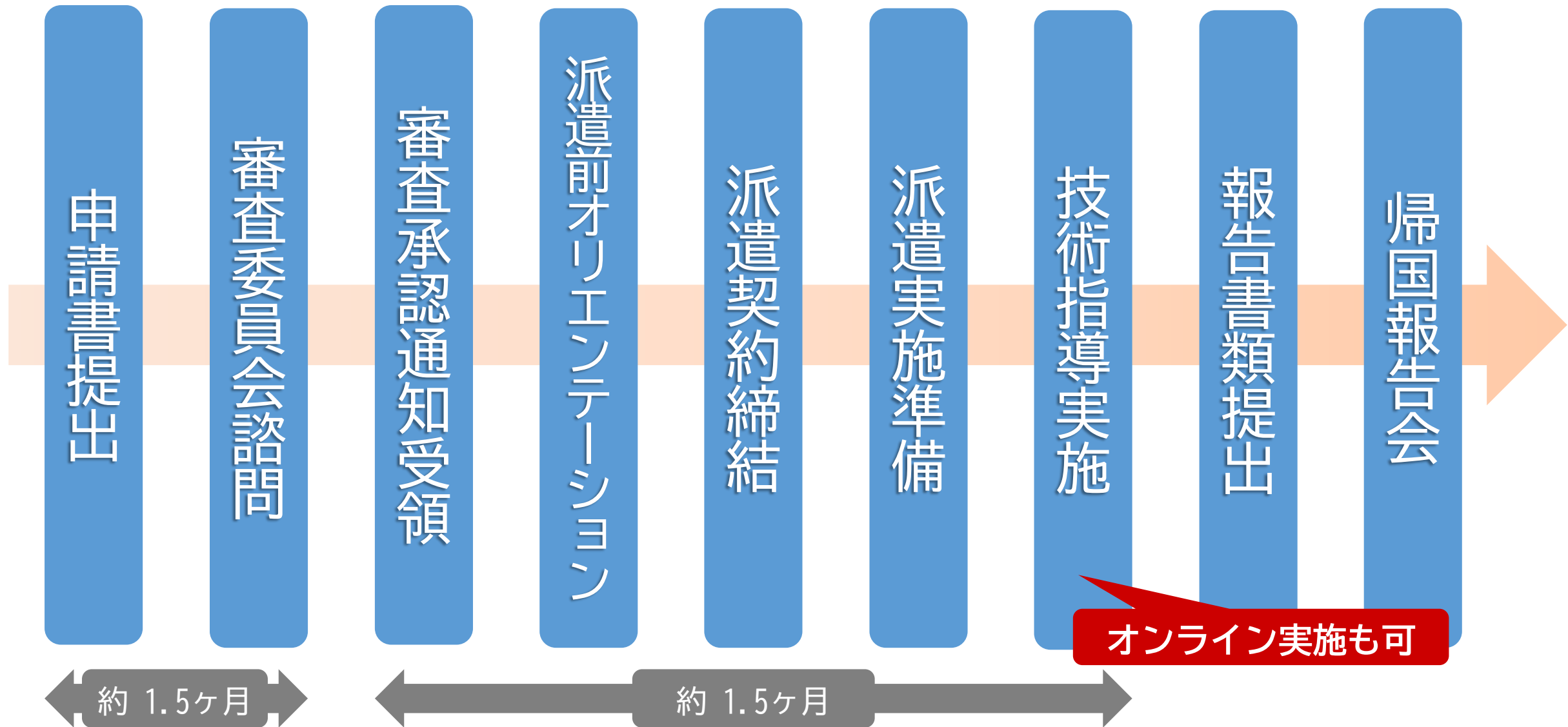
	新興国事業	ゼロエミ事業
日本側企業 (派遣元企業)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超の企業	日本に法人格を有する企業
	専門家派遣に伴う諸費用の負担能力を有する	
	現地側企業と資本関係又は商取引関係がある	
	現地側企業との間に有償の技術役務提供契約がない、または有償の技術役務提供契約があっても専門家派遣費用は当該契約金額に含まれない	
現地側企業 (指導先企業)	非ODA対象国(日本除く)の出資が50%以下の企業	—
	指導開始時点で技術指導を行う現場や機械設備等がある	
	指導開始時点で指導対象となる従業員を雇用している	
専門家	以下の要件を満たすこと ① 日本に住所を有し、日本在住経験が10年以上 ② 25歳以上69歳以下(オンラインの場合、上限なし) ③ 指導分野の日本国内業務経験が5年以上 ④ 日本側企業(派遣元企業)に直接雇用されている(顧問契約や請負契約等は不可) ⑤ 現地従業員に対して技術指導に必要な外国語能力を有している (通訳を介しての指導も可能だが、通訳謝金が補助対象となるのはオンラインの場合のみ)	
現地での指導	現地での技術指導に専念すること(=技術指導以外の業務は不可)	
	派遣期間は専門家1人につき1ヶ月以上12ヶ月以下(オンラインの場合も同様)	
	付加指導 ※1を実施(オンラインの場合は不要)	—

※1 現地側企業(指導先企業)に対する日本側企業(派遣元企業、それ以外の企業含む)の出資比率に応じて、指導先企業と取引関係のある現地企業や地元の学校等の教育機関等に対して指導をしていただきます。

出資比率が100%の場合は指導日数全体の1/4、50%以上100%未満の場合は指導日数全体の1/8を付加指導に充てていただく必要があります。

アフリカでの実施の場合、状況に応じて付加指導を免除しますので、ご相談ください。

専門家派遣 申込～終了の流れ



専門家派遣 補助率

新興国事業 ①

指導先企業が日系企業、または指導先企業に日本以外の
非ODA対象国の出資あり（但し50%以下）

派遣元企業の 企業規模	中小企業	大企業	重点分野 ※1
国庫補助率	2/3	1/3	1/2
企業負担分 ※2	1/3	2/3	1/2

※1 大企業のみが対象で、以下のいずれかに該当するもの

①開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの
対応等(サプライチェーンの多元化・強靱化に大きく寄与する案件を含む))

②海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

※2 原則として派遣元企業が負担。指導先企業が負担する場合は、派遣元企業・指導先企業間の覚書締結が必要。

※3 派遣元企業の企業規模は問わない。

※4 指導先企業が100%後発開発途上国またはアフリカ資本のローカル企業に限る。

新興国事業 ②

指導先企業が100%ODA対象国資本のローカル企業 ※3

指導先企業の 国・地域	開発途上国	後発開発途上国 またはアフリカ ※4
国庫補助率	2/3	1
企業負担分 ※2	1/3	—

ゼロエミ事業

派遣元企業の 企業規模	中堅・中小企業	大企業
国庫補助率	1/2	1/3
企業負担分 ※2	1/2	2/3

- 記載の負担のほか、派遣実施分担金として補助対象経費総額の10%を日本側企業(派遣元企業)にご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

専門家派遣 補助対象経費



		新興国事業・ゼロエミ事業共通											
専門家格付		1号			2号			3号-1			3号-2		
学歴		大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒
指導に関する業務歴		30年≦	34年≦	38年≦	18年≦	22年≦	30年≦	10年≦	14年≦	22年≦	<10年	<14年	<22年
内国旅費 (鉄道100km以上の移動の場合)		実費			実費			実費			実費		
航空賃		実費 (ディスカウントビジネス、現物支給)			実費 (原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			実費 (原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			実費 (ディスカウントエコノミー、現物支給)		
査証料		実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)		
予防接種料		実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)		
滞在費 ※1	日当	5,000 円/日			5,000 円/日			4,200 円/日			4,200 円/日		
	宿泊料	15,100 円/泊			15,100 円/泊			12,900 円/泊			12,900 円/泊		
海外旅行保険費		実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)		
技術協力費 ※2		6,000 円/日			6,000 円/日			6,000 円/日			6,000 円/日		

※1 地域によって変動します(上記表はタイ・ベトナム・インドネシア・フィリピン等の基準)、派遣期間に応じて基準額が逡減します(31日～60日…90%、61日～…80%)

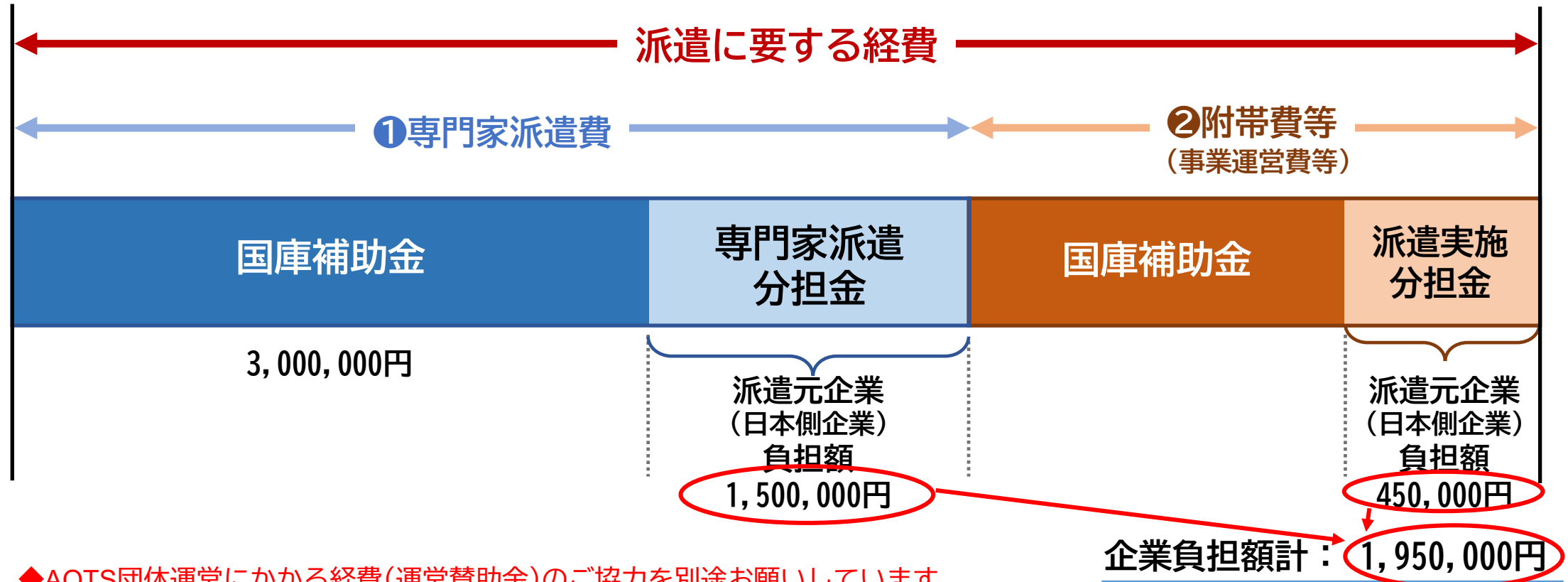
※2 派遣元企業の有する技術や知見及び専門家派遣事業への協力に対する対価として、派遣元企業にお支払いします

◆その他にも補助対象となる経費がありますので、詳しくはお問い合わせください。

専門家派遣 試算例

【試算条件】

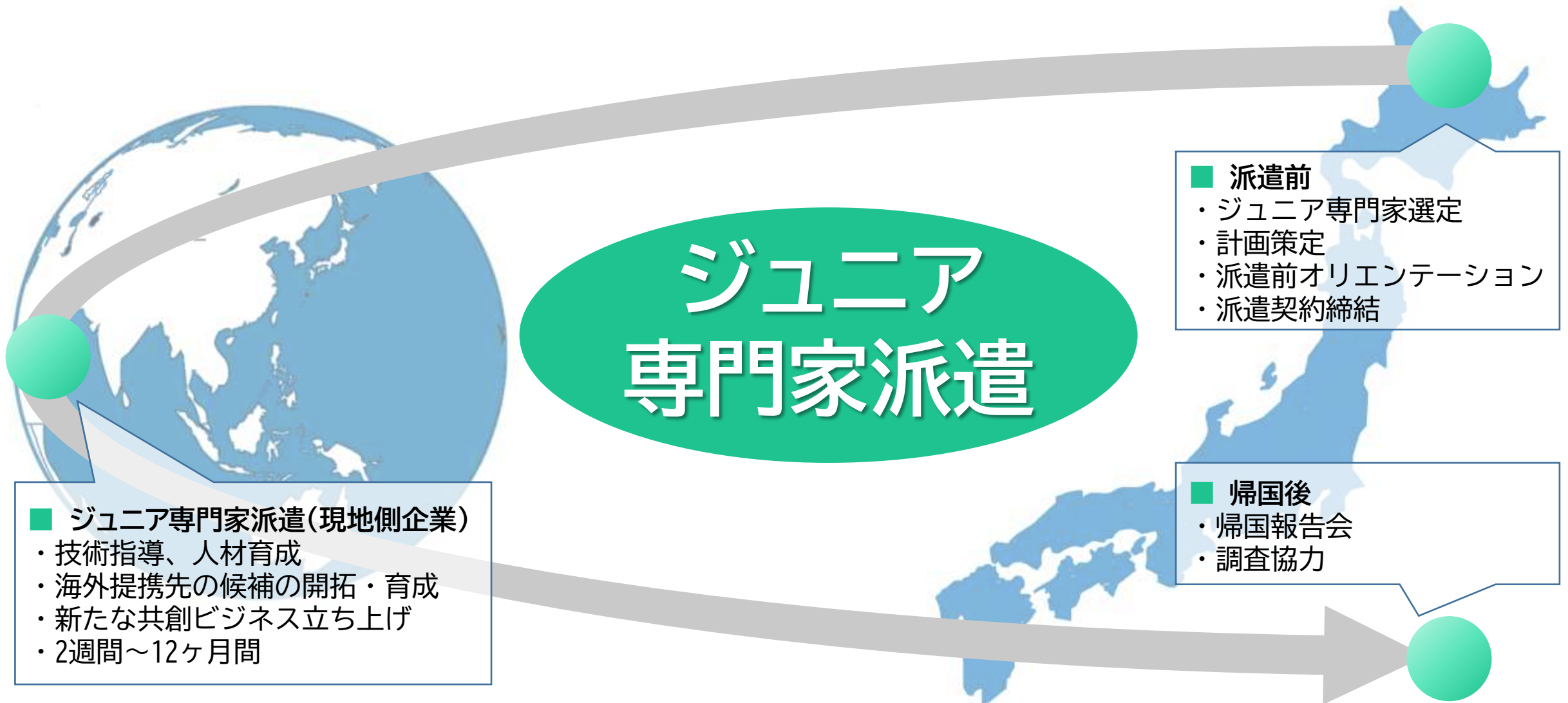
- ・ 新興国事業を利用
- ・ 企業規模は中小企業
- ・ 派遣国はタイ
- ・ 指導期間は半年間
- ・ 専門家1名、格付は2号



9-2. ジュニア専門家派遣

※新興国事業のみ

ジュニア専門家派遣とは



- ・ 現在・将来の**海外取引先・提携先**の開拓・育成が可能
- ・ 新たな**共創ビジネス**の立ち上げを支援
- ・ 現地企業に対する**日本のビジネス環境やノウハウ等の指導**
- ・ 若手従業員が**グローバル人材として必要な経験や知見**を習得

ジュニア専門家派遣 主な申込要件

日本側企業 (派遣元企業)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超の企業
	現地側企業と資本関係又は商取引関係の有無は問わない
	ジュニア専門家派遣に伴う諸費用の負担能力を有する
	現地側企業との間に有償の技術役務提供契約がない、または有償の技術役務提供契約があっても専門家派遣費用は当該契約金額に含まれない
現地側企業 (指導先企業)	非ODA対象国(日本除く)の出資が50%以下の企業
ジュニア専門家	以下の要件を満たすこと ① 日本国籍を保持し、日本に住所を有し居住している ② 原則として21歳以上40歳以下 ③ 現地側企業(指導先企業)に提供できる専門分野のノウハウ、技術等を有している (当該業務経験3年以上) ④ 日本側企業(派遣元企業)に直接雇用されている(顧問契約や請負契約等は不可) ⑤ 指導に必要な語学力を有する ⑥ 心身ともに健康である
現地での指導	指導分野は新しい共創ビジネスの立ち上げにつながる日本の技術、ノウハウ、知識であること
	派遣期間はジュニア専門家1人につき2週間以上1年以下(原則として2027年2月までに帰国)

ジュニア専門家派遣 補助対象経費

内国旅費 (鉄道100km以上の移動の場合)		実費			
航空賃		実費 (ディスカウントエコノミー、現物支給)			
渡航雑費 (査証代等)		実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			
滞在費 ※1		指定都市 ※2	甲地方 ※3	乙地方 ※4	丙地方 ※5
	日当	6,200 円/日	5,200 円/日	4,200 円/日	3,800 円/日
	宿泊料	19,300 円/泊	16,100 円/泊	12,900 円/泊	11,600 円/泊
海外旅行保険費		実費 (AOTSで加入)			
技術協力費 (派遣元企業の有する技術や知見及び 本事業への協力の対価)		3,000 円/日			
派遣・指導諸費 ※6 (指導先企業がジュニア専門家受入の 諸経費に充当するもの)		3,000 円/日			

※1 派遣期間に応じて基準額が逡減します(31日～60日…90%、61日～…80%)

※2 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、パリ、モスクワ、ジュネーブ、ロンドン、アブダビ、ジッダ、リヤド、クウェート及びアビジャン

※3 トルコ等

※4 タイ、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、ラオス、インドネシア、フィリピン等

※5 モンゴル、南アジア・メキシコ・中南米・アフリカ諸国等

※6 補助対象経費とするか否かは日本側企業（派遣元企業）の任意とします

ジュニア専門家派遣 補助率

指導先企業の国・地域	開発途上国	後発開発途上国 またはアフリカ ※2
国庫補助率	2/3	1
企業負担分 ※1	1/3	－

※1 原則として派遣元企業が負担。指導先企業が負担する場合は、派遣元企業・指導先企業間の覚書締結が必要。

※2 指導先企業が100%後発開発途上国またはアフリカ資本のローカル企業に限る。

上記の負担のほか、派遣実施分担金として補助対象経費総額の10%を日本側企業(派遣元企業)にご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

10-1. 寄附講座

※新興国事業のみ

■ 寄附講座

- ・ 講座：講義、演習、実験、フィールドワーク、見学等
- ・ 講座時間は最低450分以上
- ・ 講座受講生数は5名以上

※オンラインでの実施も可

寄附講座

■ 寄附講座

- ・ インターンシップ(任意実施)：日本又は現地の協力企業・団体において行う就業体験

※オンラインでの実施も可

■ 寄附講座開講前

- ・ 寄附講座内容立案
- ・ 受講生選定

日本企業・日系企業

■ 寄附講座終了後

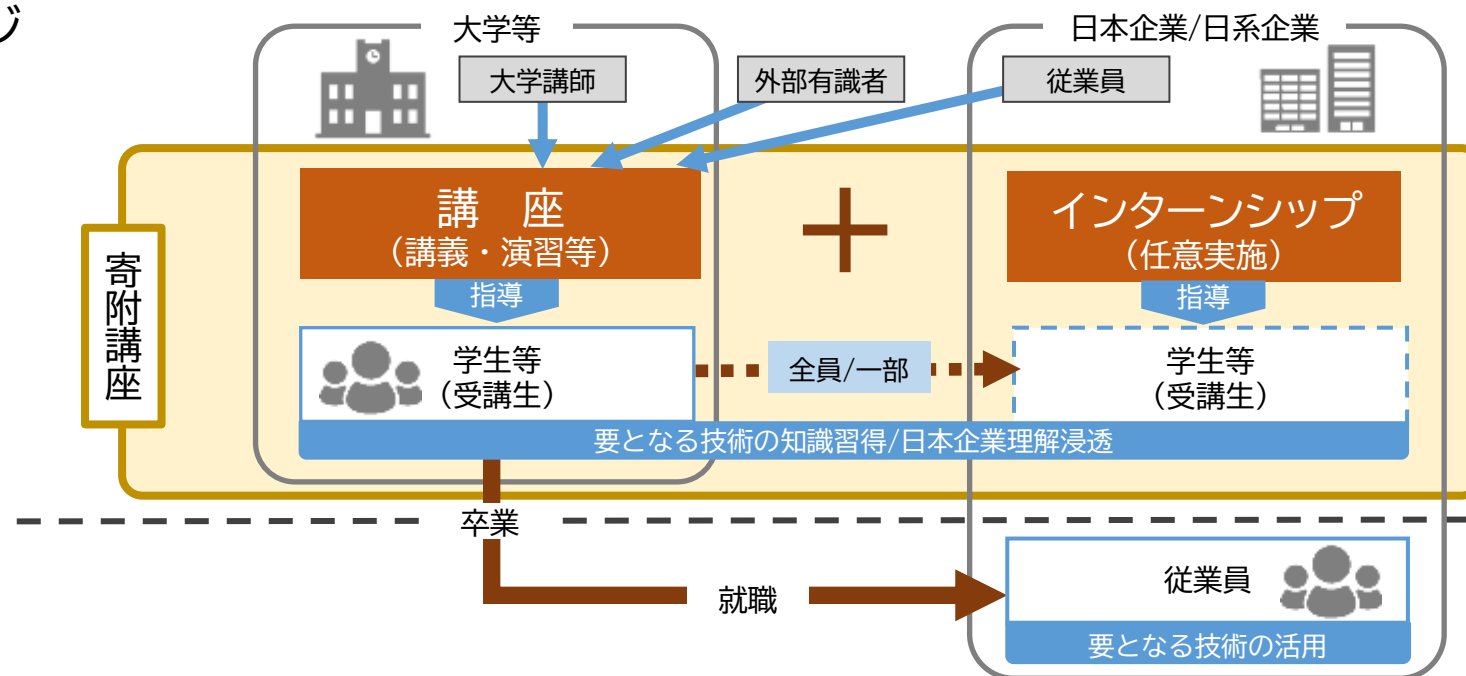
- ・ 報告書提出、精算

- ・ 優秀な人材(高度人材)の確保につながる
- ・ 講座実施費用の負担軽減になる
- ・ 実施を通じて大学とのネットワーク強化
- ・ 学生等に教えることを通じた企業スタッフ(教える側)の育成
- ・ 現地産業人材の育成、現地への技術移転に対する貢献

寄附講座 事業の目的、概要

目的	開発途上国の現地大学等で学ぶ学生等あるいは日本の高等教育機関（大学等）で学ぶ留学生を対象に企業の事業活動や産業の発展の要となる技術分野やビジネス分野に関する寄附講座を日本企業・現地日系企業からの視点・技術等を活用して開設する。受講生が講座、インターンシップを通じて日本企業・海外日系企業で求められる能力を向上させ、これら企業への就職につなげることで、事業活動の円滑化及び当該国との協力関係の深化に貢献する。
事業概要	・ 講座：講義、演習、実験、フィールドワーク、見学等 ・ インターンシップ(任意実施)：日本又は現地の協力企業・団体において行う就業体験
補助率	対象経費の2/3

■ 事業イメージ



寄附講座 主な申込要件①

申請法人 (日本 or 海外日系企業)

- ・法人格を持ち、かつ日本資本が50%超企業・団体であること（駐在員事務所を含む）
- ・講座開設校の学生を高度人材※として採用する計画を有すること
※高度人材とは、採用計画に在留資格「技術・人文知識・国際業務」の職種を含むことを目安としています。
- ・講座及びインターンシップの実施・管理及び経費負担能力を有すること。
AOTSの指示に沿って適時に書類及び証憑の提出を行わない場合は、この要件を満たさないものとみなして、その時点で提出されていない書類及び証憑にかかわる支出は補助対象外とします。
- ・必要に応じて寄附講座実施国・地域において、寄附講座の準備と実施を補佐する企業・団体を手配できること

開発途上国の大学 (寄附講座大学) での講座、 インターンシップ

- 講座
 - ・対象大学等で行う講義、ゼミナール、演習、実習・実験、研究等
 - ・講座時間は最低450分以上(例:90分×5回)
 - ・講座受講生数は5名以上
 - *企業活動に直接関連する要の技術分野等に関する内容であること
 - *日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容が含まれること
 - ※リモートで実施するオンライン授業も可能
- インターンシップ(任意実施)
 - ・講座の受講学生等の一部又は全てを対象に、申請法人またはその関係企業において行う就業体験

寄附講座 主な申込要件②

日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生等の日本企業・現地日系企業への就職に繋がるよう、以下の講座内容であることとします。

1. 技術等

(例) 自動化、AI、IoT、ロボット、情報セキュリティ、ビッグデータ処理、次世代自動車関連、メカトロニクス、カーボンリサイクル、クリーンエネルギー、光・量子技術、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料のほか、その他分野の事業活動や産業発展の要となる専門技術

2. 経営等

(例) 5S、カイゼン、マーケティング、プロジェクトデザイン、その他企業経営に関連する分野の管理手法等
*対象となる具体的な分野等についてはご相談ください。

3-1. 日本企業文化及び自社紹介等

(例) 企業および製品の紹介、日本企業・現地日系企業に就職する優位性(キャリア開発、待遇上の利点)

3-2. 日本語

(例) 就労後のコミュニケーションのための語学

※講座の構成割合要件は1. と2. が全体の半分以上、3は全体の半以下です。

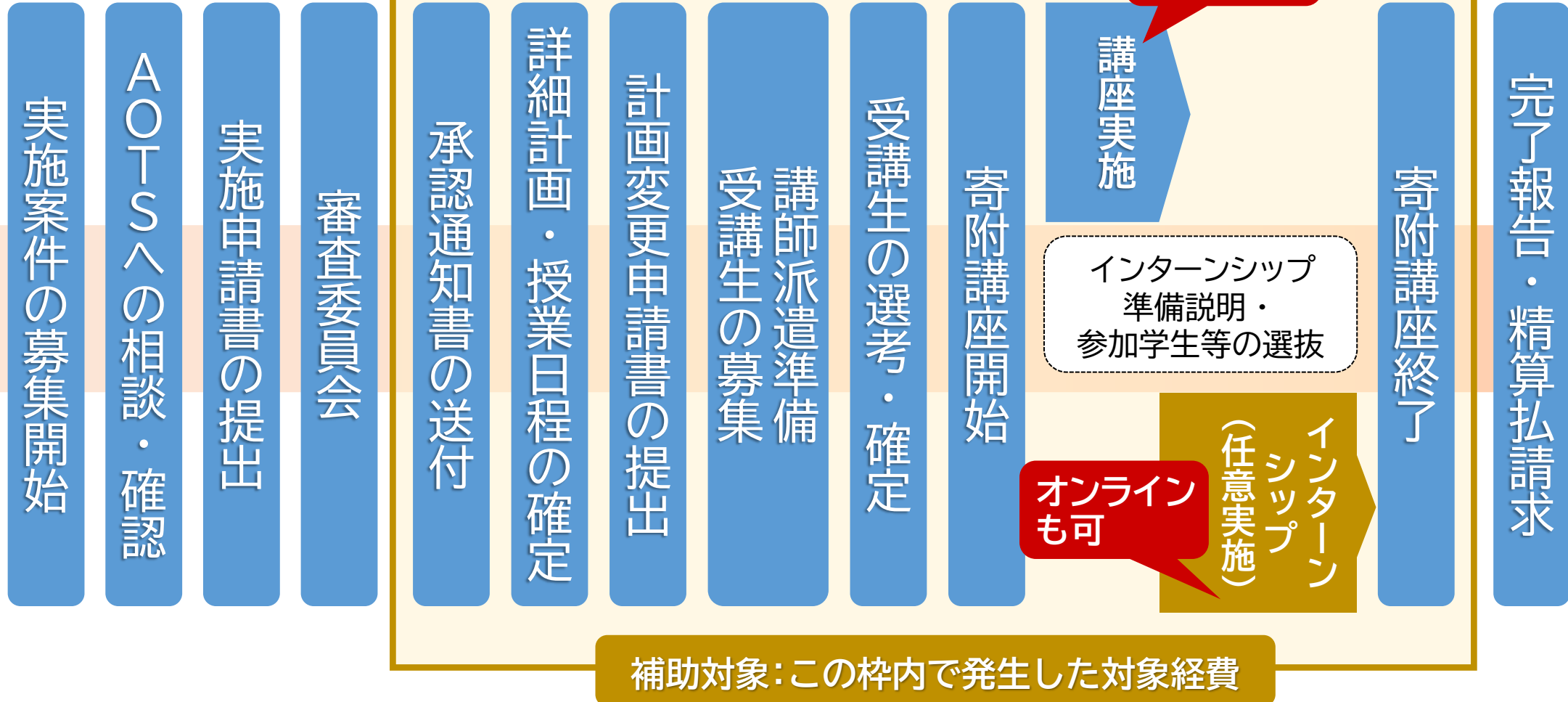
講座の内容

講座開設対象校

- ・ 開発途上国・地域において、もしくは、日本国内で開発途上国からの留学生に対して、上記の技術分野に関連する教育に取り組んでいる学校・教育機関
 - ・ 原則として「短期大学士(英語: Associate Degree)」以上の学位もしくは「準学士号(Foundation Degree)」以上の称号を付与する教育課程を設置・運営する学校・教育機関(日本の高専や短大に相当するもの以上の高等教育機関)および職業訓練機関
 - ・ 日本企業又は現地日系企業において活躍し得ると期待される人材を輩出する学校・教育機関
- *特定の複数の現地大学等を講座開設対象とすることも可能です。

寄附講座 募集開始～完了

申請書提出日から講座開始まで
2～5ヶ月が必要



寄附講座 補助率

		新興国事業	
申請法人	日本企業		現地日系企業
	中堅・中小企業	大企業	
国庫補助率	2/3		
企業負担分	1/3		
	負担者	申請法人(日本 or 現地日系企業)	

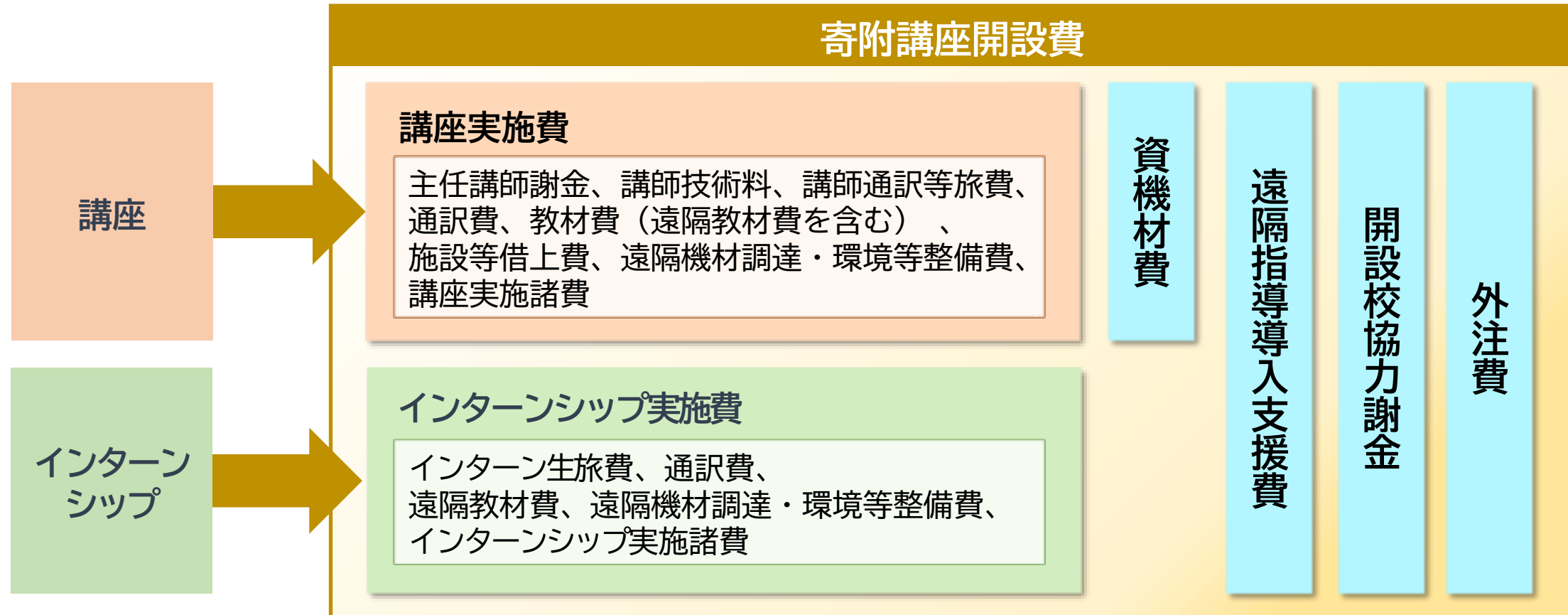
・上記の負担のほかに、寄附講座事業管理分担金として補助対象経費総額の10%を申請法人(日本 or 現地日系企業)に別途ご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

寄附講座の構成と寄附講座開設費の構成

Point

- 1: 寄附講座は、「講座」と「インターンシップ」（必須ではない）の組合せによる実施が可能。
- 2: 講座は、「現地講師」又は「国外講師（日本や他国に在住）」或いはその両方の組合せによる指導。
大学等へ赴かずに行う「オンライン授業」による指導も可。
- 3: インターンシップの実施地は、「現地」、「日本」又は「他国」或いはその組合せ。就業体験できるならオンラインも可。
- 4: 講座指導に必要な資機材で大学等に不足するものは調達可。（上限額あり）



寄附講座 主な補助対象経費 基準単価

費目	内容および条件		基準単価
講師技術料	技術等指導		17,500 円/人/日
	日本語指導		6,600円/人/日
教材原稿料 ※1	主にPPT ※2		4,000 円/枚
講師旅費	日本	日当 ※3	2,724 円/日
		宿泊費(乙地方の場合) ※3	12,362 円/泊
	海外 乙地方 シンガポール以外の アセアン諸国など	日当 ※3	5,000 円/日
		宿泊費 ※3	15,100 円/泊
	海外 丙地方 モンゴルや南アジア・ 中南米・アフリカ諸国など	日当 ※3	4,500 円/日
		宿泊費 ※3	13,500 円/泊
	航空券代	教授・准教授／ 業務歴15年以上もしくは 会長・社長・役員級以上	実費 (ディスカウントビジネスクラス)
		講師・助教／ 業務歴15年未満	実費 (ディスカウントエコノミークラス)
主任講師謝金 ※4	寄附講座1案件当たりの合計上限金額		200,000 円/案件 までの実費

※1 日本語・中国語・韓国語…400字/枚、それ以外…200語/枚

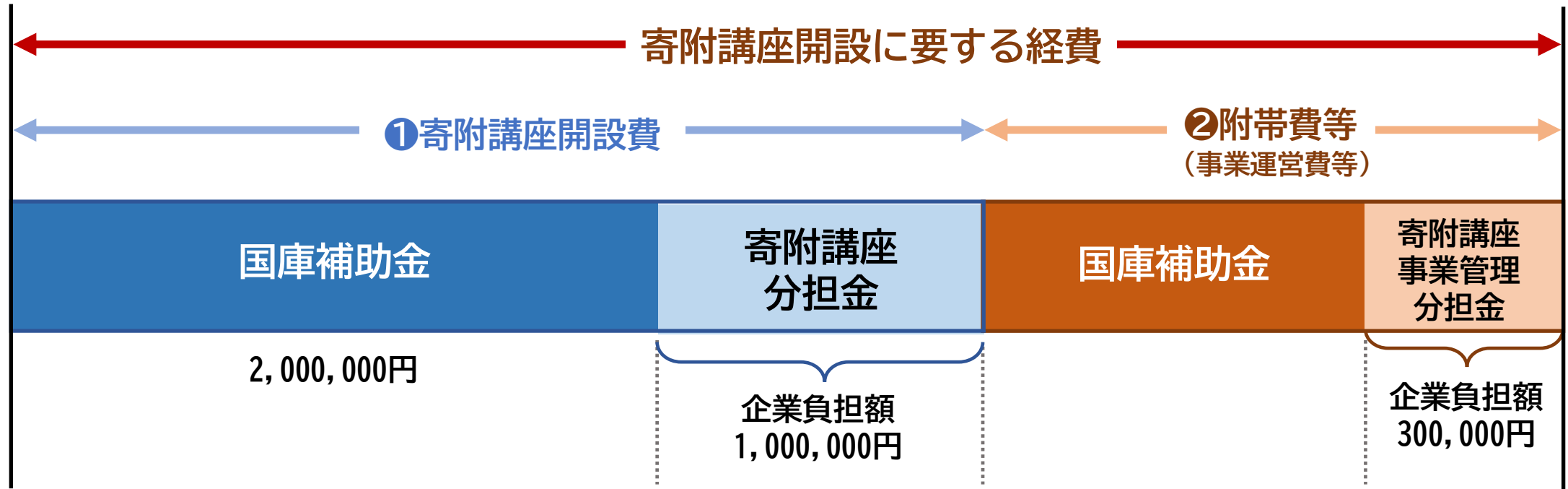
※2 PPT=3スライド/枚（枚数上限は、3時間あたり30スライド（通訳付）、同60スライド（通訳無））

※3 連続滞在期間に応じて基準額が逡減します(31日～60日…90%、61日～…80%) ※4 申請法人の社員以外への支払分のみが対象

寄附講座 試算例

【試算条件】

- ・ 寄附講座開設経費全体： 3,000,000円



◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

企業負担額計： 1,300,000円

10-2. 協会企画型寄附講座

※新興国事業のみ



- 日本に親和性の高い泰日工業大学（TNI）の優秀な人材（高度人材）の確保につながる
- 来日インターンシップ実施費用の負担軽減になる
- 来日インターンシップの実施を通じた人材の見極め
- 寄附講座を通じたTNIとのネットワーク強化
- AOTSが講座内容を企画して講座を開設することによる企業の
実施負担軽減

講座内容

時間	内容	対面/オンライン
2時間 (1社20-30分)	講座①:企業説明会 (インターンシップ受入先会社による会社概要紹介) ・企業様概要(事業内容、所在地、タイ法人有無、特色) ・インターン時の担当予定業務 ・インターン応募条件 ・学生へのメッセージ	オンライン
各3時間 合計6時間	講座②:カイゼンによる生産性向上とコスト削減・実践事例 あらゆる業務プロセスにおける生産性向上の考え方とコスト削減の重要性を理解し、業務に潜むムダを見つけて、カイゼンの考え方や手法を効果的に活用できる力を身につける。 講座③:日本・日系企業で求められる論理思考やビジネススキル 論理的・批判的に考える力を基盤に、報連相を中心としたコミュニケーション、計画的な業務管理、課題解決と改善の実践を通じて、日本企業で求められる仕事の進め方を身につける。	現地講師 による 対面

※申請法人は講座①のみ参加します。講座②③はAOTSにて企画・実施します。

講座・インターンシップ日程

	講座期間 時間はタイ時間	インターンシップ期間	講座開設対象学部	申請締切
1回目	講座①企業説明会 2026年7月1日(水) 13:00-15:00	2026年11月2日～ 2026年12月25日 または 2027年1月11日～ 3月5日	・情報技術学部 (情報技術学科/マルチメディア学科/デジタル ビジネス情報技術学科) ・経営学部 (日本の人事管理学科/会計学科/革新的観光・ 接遇管理学科) ・国際学院 全3学科(デジタル工学科/データサイエンス・ 解析学科/国際ビジネス企業学科)	2026年 6月2日
	講座②現地講師による講義 7月8日(水)、15日(水) 13:00-16:00			
2回目	講座①企業説明会 2026年9月2日(水) 13:00-15:00	2027年4月19日～ 6月11日	・経営学部 (日本語・経営学科/国際経営学科)	2026年 7月13日
	講座②現地講師による講義 9月9日(水) 9:00-16:00			
3回目	講座①企業説明会 2026年12月2日(水) 13:00-15:00	2027年6月14日～ 8月7日 または 2027年9月6日～ 10月29日	・工学部 全6学科(自動車工学科/ロボティクスオート メーション工学科/コンピュータ工学&AI学科/ 産業工学科/電気工学科/新設総合デジタル工 学科) ・デジタルテクノロジー学部 ロジスティクス&サプライチェーン学科	2026年 10月19日
	講座②現地講師による講義 12月9日(水)、16日(水) 13:00-16:00			

翌年度のスケジュールも継続して記載されていますが、翌年度分に関する国庫補助金の適用等は未定です。

経費負担の考え方(試算例)

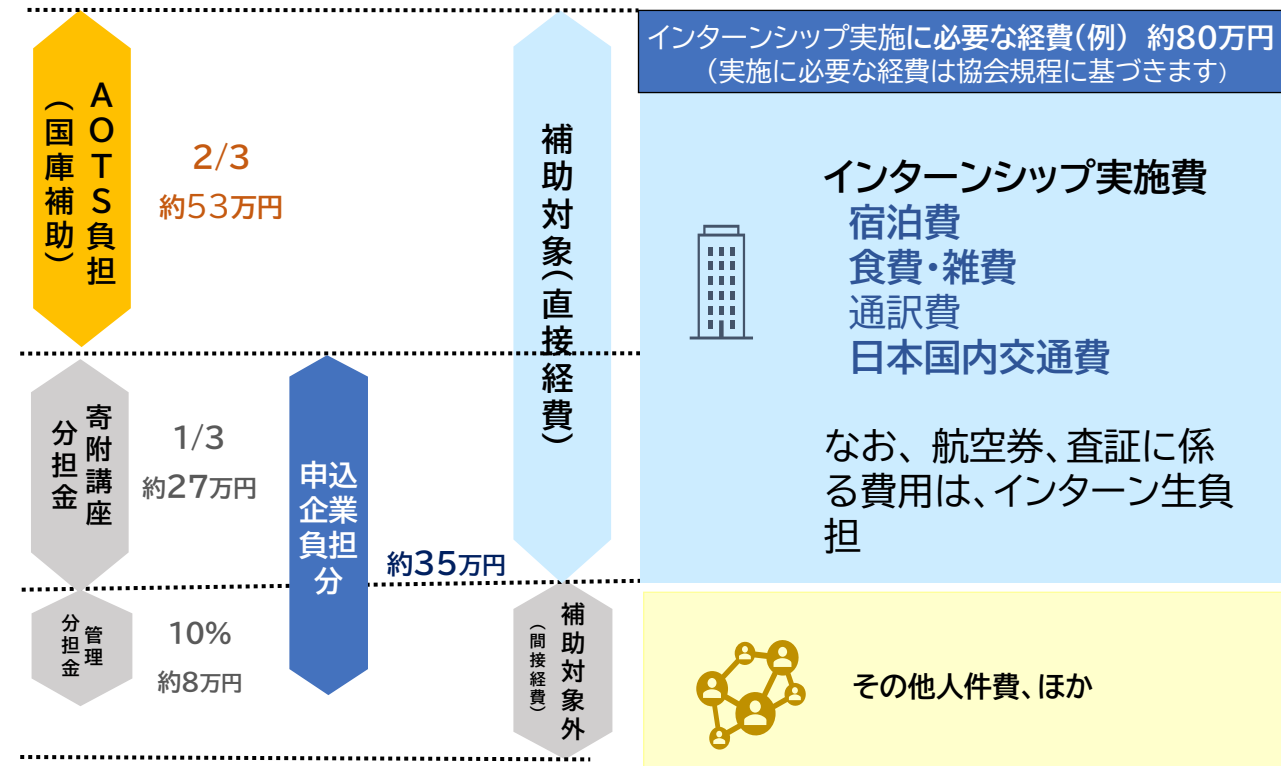
<講座>

1社あたり一律4.5万円



<インターンシップ>

インターンシップ実施費の3分の1 及び
付帯する事務経費相当額として
インターンシップ実施費の10%



◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

お問合せ先

■ 住所(AOTS本部)

〒120-8534 東京都足立区千住東1-30-1

■ URL <https://www.aots.jp>



■ 担当部署

- 技術研修
- 管理研修
- 高度外国人材就業者日本語等研修
- キーパーソン招へい
- 海外研修
- 海外セミナー
- 専門家派遣、ジュニア専門家派遣

企業連携部 第1グループ／第2グループ

TEL: 03-3888-8221

E-mail: kigyo-inquiry-az@aots.jp

- 寄附講座、協会企画型寄附講座

企業連携部 寄附講座グループ

TEL: 03-3888-8238

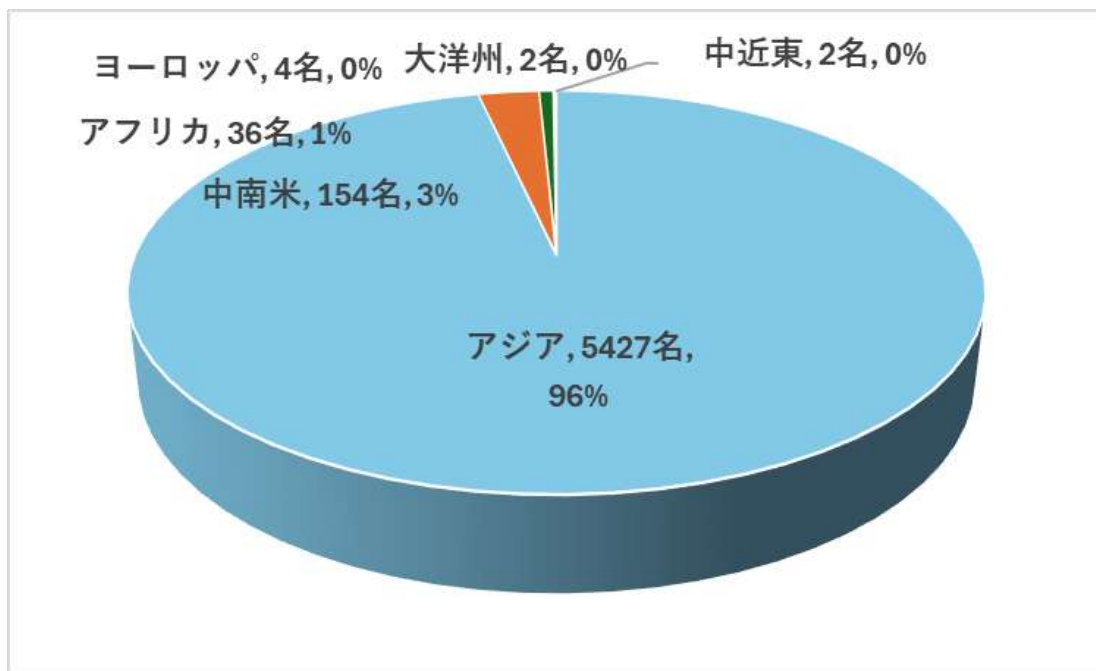
E-mail: indus-acad-collab-pg@aots.jp

11. 參考資料

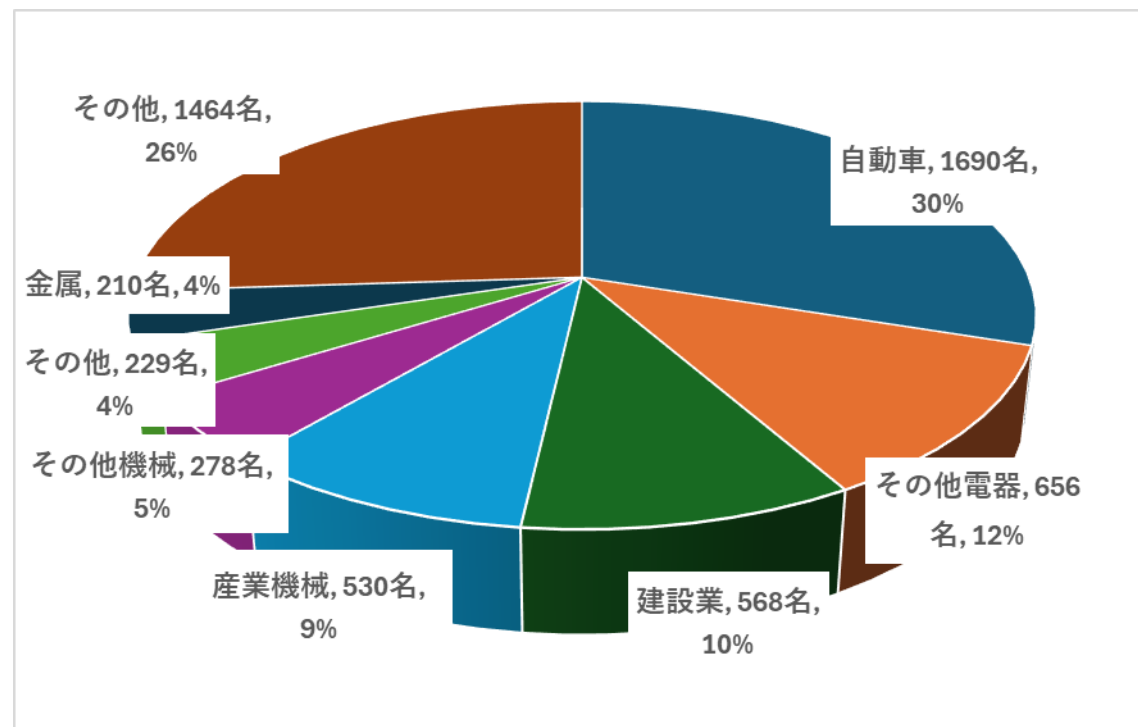
AOTS 補助事業実績① 2016～2025年度

■受入研修(技術研修)

①地域別



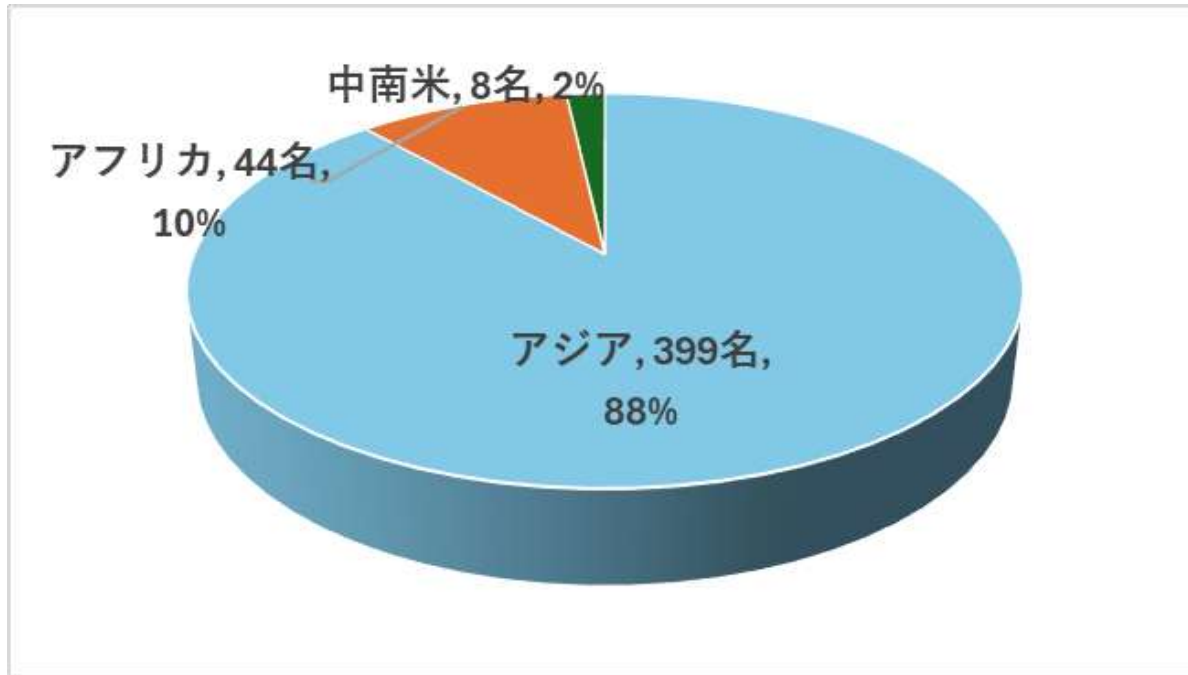
②業種別



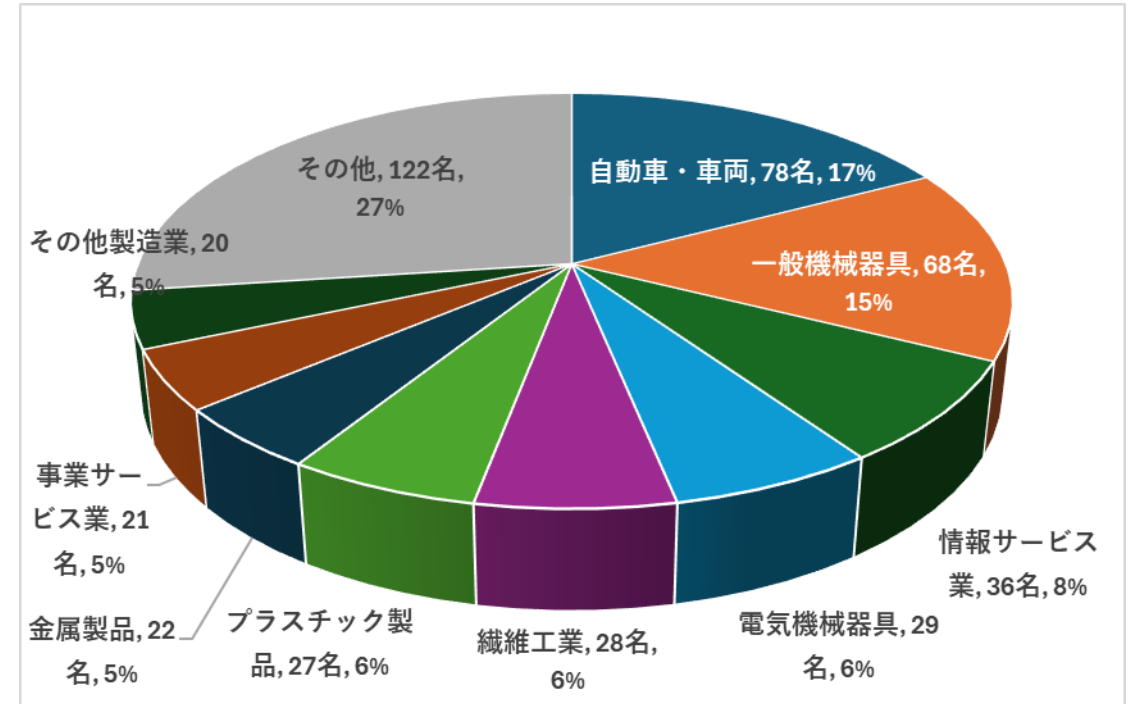
AOTS 補助事業実績② 2016～2025年度

■専門家派遣

①地域別



②業種別



受入研修制度をご利用頂いた企業様の声

業種	国	研修内容	成果
自動車部品製造	メキシコ	ダイカスト 金型製造	当初、実務経験者としてのプライドから体裁を保とうとし、質問などがでなかったが、1ヶ月経過すると徐々に不明点を質問するようになり、わからないことを突き詰めるようになった。日本人スタッフだけではなく、技能実習生のタイ人などとも日本語で意見交換するなど、AOTSの日本語研修の成果も大きい。
建設機器設計・ 製作	ベトナム	トンネル用型枠 設計	数年にわたる受入研修の継続的な実施により、現地人材を管理職、経営層に昇進させ、従業員の採用など、全て現地の経営に任せている。 日本での研修期間中は、日本人社員が研修生に積極的に日本語を教える習慣をつけ、指導も日本語で行っている。帰国後も、図面を描く、お客様との打合せをする、間違えれば謝る、といったことを日本語で行い、引き続き日本語能力の維持を心がけている。
表面処理加工	フィリピン	めっき製造・検査技術	水温の維持方法、材料による最適温度の判断及び、製品の検査技術を学んでもらった。日本とフィリピンの不良率の差によって、どれほどのエネルギー削減やコスト削減につながるかという視点も身についた。現地と日本の橋渡し役を果たしてもらいたい。
自動車部品製造	メキシコ	自動車用 ピストンリング 製造技術	技術の習得だけでなく、働き方(時間厳守、規律、5S)なども身につけることができた。研修生が中心となり現地向けの標準作業書の作成を進めている。また、現地で採用するワーカーを訓練する予定であり、量産が開始されれば研修生が習得した技術およびワーカーへの指導により円滑に生産が始まり、売上増が見込まれる。
衣料品製造	カンボジア	衣料品製造技術	研修生は挨拶をするようになるなど、職場で積極的な姿勢を見せるようになり、リーダーとして人に教えるようになった。 月間離職率は、平均5%であったものが2%台になり、人材の定着にもつながった。 また、日本での研修の様子をフェイスブックへ公開することで、リアルタイムでインパクトが同僚に伝わる。研修生は、自分たちの商品が店頭に並んでいる(大手紳士服店に納入)様子を実際見た時の驚きなど、オンタイムで同僚たちに紹介している。

専門家派遣制度をご利用頂いた企業様の声

業種	国	指導内容	成果
自動車部品製造	インドネシア	鋳造部品製造の不良率削減	現地の管理者に不良原因の解析方法、日報で記録したデータの活用方法を指導。その都度勘で対策するのではなく、QC手法に基づき、一時しのぎではない恒久的な対策の必要性を理解してもらった。専門家も社内で抜擢され、派遣されることで、事前によく勉強し、指導の準備を行い、人に教えることで自身の知識も整理され、質問されることで、更に勉強し、自己研鑽することができた。
自動車部品製造	中国	アルミダイカスト鋳造における品質管理および生産性向上に関する技術指導	専門家は、不良発生要因を指導対象者に自主的に考えさせる、PDCAサイクルを回させる等、品質管理および生産性向上のための、より実践的な取り組み手法を身につけさせることができた。また、月に一度の品質会議を開催することで品質に対し自主的に取り組む姿勢ができています。更に、毎朝のミーティングを実施することにより、現場の問題や改善提案を吸い上げ、誰が・いつまでに・何をするのかをリスト化することで、指導対象者以外の従業員との情報共有ができるようになった。指導の結果、天然ガス排出削減量は2%削減、消費電力量は3%削減された。問題を放置しない、対策を考える、自らやるという姿勢が指導先企業全体に浸透し、生産・品質に対する意識も高まった。
自動車内外装部品製造	タイ	エンジン部品製造における不良率改善と省エネに関する指導	タッチアップ塗装で塗装不良の再塗装が多発していたが、ウィンドシールドの塗装の不良率が5%から0.5%に下がった。 工場管理目標、生産性、仕損費、電力使用量、輸送費など、様々な指標をデータ化し、ベンチマークと現状が見える化できるようになった。 カイゼン結果は、それらのデータを用いて週1回発表している。
裏絹製品開発製造	ミャンマー	座繰り・真綿製造技術	文章だけではなく、わかりやすくイラストを使ったマニュアルで指導。若い女性が多いので、まずは褒めた上で注意すること、公平であることに気を配ったことで、日本で反物を作れるレベルにまで絹糸の品質があがった。ミャンマーの若い女性たちが、自分の故郷で働く場所を見つけたこと。仕事、経験を通し、プライドをもって積極的に働いてくれるようになった。

よくある質問(技術研修)

1. 来日前に日本語を全く勉強していなくても一般研修コースに参加できますか？

参加できます。J13W、J6Wコースに参加する場合、来日前オンデマンド日本語研修を受講し、平仮名、片仮名の学習をしていただきます。J13W、J6Wコースは日本語学習の初学者を対象として設計されていますが、学習効果を考えると来日前から平仮名、片仮名の読み書きなど日本語の学習を始めておくことをお勧めします。

2. AOTSの一般研修コースに参加せずに、来日後直ちに実地研修を始めることはできますか？

可能ですが、研修生の日本語能力や研修指導態勢などに一定の条件を設けています。また、研修期間は120日以内となります。なお、過去5年以内に一般研修コースに参加した場合は、一定の条件を満たす場合に限り、最長1年間の研修を行うことが可能です。

3. 参加する一般研修コースをJ6WコースにするかJ13Wコースにするか迷っています。

J6Wコースは、日本での生活や研修において最低限必要な日本語能力を習得することが必要とされる方を、J13Wコースは、実地研修においてより高度な日本語能力が必要とされる方を対象としています。なお、J6WコースはA1レベル（N5相当）の内容を、J13WコースはA2レベル（N4相当）の内容を学習します。日本語学習以外の研修内容は両コースともほぼ同じです。

4. 研修生を就労させることはできますか？

できません。研修生は「出入国管理及び難民認定法(入管法)」上の「研修」という在留資格で滞在していますので、この資格では働いて報酬を得る、いわゆる就労活動は認められません。

5. 研修生や受入企業を斡旋してくれるのですか？

AOTSでは研修生や受入企業の紹介、斡旋は行っておりません。

6. 研修生は大卒以上でなければなりませんか？

短大や高等専門学校卒にあたる方も本制度の対象となります。その他の場合については、研修を行う分野において十分な経験や職歴を持っており、かつ派遣企業の関係部部門において管理、監督的な役割を担うような方であれば対象にすることができます。

よくある質問(専門家派遣)

1. 派遣専門家の資格はありますか？

25歳以上69歳以下で、日本に住所を有する方(在住10年以上)です。また、指導分野に関して5年以上の日本国内業務経験が必要となります。また、派遣元企業に直接雇用されていること(顧問契約や請負契約は不可)が必要です

2. 指導先企業に赴任中の自社社員を本制度の専門家にできますか？

専門家は指導・助言のためにAOTSの専門家という立場で指導先企業に派遣されます。指導先企業の経営者や工場長などの責任を持つポストに就くことは認められていません。また、指導先企業へ出向で駐在している方も専門家派遣制度の対象外となります。

3. 操業開始前の会社に専門家の派遣は可能ですか？

専門家の派遣開始時点で、指導先企業の操業が開始され、設備が稼働しており、指導対象となる従業員が雇用されていることが必要です。

4. 制度利用申込みは日本の本社又は海外法人どちらからすれば良いですか？

日本国内法人からお申し込みをお受けします。

5. 派遣する専門家は自社社員だけですか？社外の専門家を派遣することは出来ますか？

派遣元企業と雇用関係(正社員でなくとも可)を結んでいただければ、派遣することが可能です。

6. 専門家を派遣できる期間はどれ位ですか？

原則1ヶ月から12ヶ月です。

7. 1社から複数の専門家を派遣することはできますか？

同一年度内で、新興国事業の場合は20人月(例:10ヶ月×2名)まで、ゼロエミ事業の場合は25人月(例:5ヶ月×5名)まで可能です。ただし、派遣する専門家毎に指導内容や設定目標を分けて頂く必要があります。